



新市建設計画



藤岡市・鬼石町合併協議会

令和3年11月変更 藤岡市



目次

| | |
|----------------------|----|
| 第1章 はじめに | |
| 1 合併の必要性 | 1 |
| (1) 合併をめぐる時代背景 | 1 |
| (2) 合併の必要性 | 3 |
| 2 計画策定の方針 | 7 |
| (1) 計画の趣旨 | 7 |
| (2) 構成 | 7 |
| (3) 期間 | 7 |
| (4) 行財政運営の方針 | 7 |
| 第2章 新市の概況 | |
| 1 位置と地勢 | 9 |
| (1) 位置と地勢、面積 | 9 |
| (2) 2市町の概要 | 10 |
| 2 人口と世帯 | 12 |
| (1) 人口 | 12 |
| (2) 世帯の推移と現状 | 14 |
| 第3章 新市の特性と課題 | |
| 1 新市の活かすべき特性 | 15 |
| 2 住民の意識と期待 | 18 |
| 第4章 新市建設の基本方針 | |
| 1 新市のまちづくりの基本方向 | 19 |
| 2 新市の将来像 | 20 |
| 3 将来像実現のための基本施策 | 21 |
| 4 人口の見通し | 26 |
| (1) 総人口 | 26 |
| (2) 3階層別人口 | 26 |
| (3) 世帯数 | 26 |
| 5 土地利用の方向 | 28 |
| (1) 基本方針 | 28 |
| (2) ゾーン別土地利用の方向 | 29 |
| 第5章 新市建設の基本施策 | |
| 1 自然と共生する美しい環境・安全の都市 | 31 |
| (1) 環境との共生の総合的推進 | 31 |

| | |
|---------------------------|----|
| (2) 公園・緑地・水辺の整備 | 31 |
| (3) 上下水道の整備 | 31 |
| (4) 環境衛生対策の充実 | 32 |
| (5) 消防・防災対策の充実 | 32 |
| (6) 交通安全・防犯体制の充実 | 33 |
| (7) 消費者対策の充実 | 33 |
| まち | |
| 2 助け合いともに生きる生涯現役の都市 | 35 |
| (1) 保健・医療体制の充実 | 35 |
| (2) 地域福祉の推進 | 35 |
| (3) 子育て支援施策の推進 | 35 |
| (4) 高齢者施策の充実 | 36 |
| (5) 障害者施策の充実 | 36 |
| (6) 社会保障の充実 | 37 |
| まち | |
| 3 個性あふれ次代を担う学習文化の都市 | 38 |
| (1) 生涯学習社会の形成 | 38 |
| (2) 幼児教育・学校教育の充実 | 38 |
| (3) 生涯スポーツの振興 | 39 |
| (4) 青少年の健全育成 | 39 |
| (5) 地域文化の継承と創造 | 39 |
| (6) 交流活動の推進 | 40 |
| まち | |
| 4 地域の活力を創造する産業交流の都市 | 41 |
| (1) 農業の振興 | 41 |
| (2) 林業の振興 | 41 |
| (3) 商業・サービス業の振興 | 41 |
| (4) 鉱工業・地場産業の振興 | 42 |
| (5) 観光・観光関連産業の振興 | 42 |
| (6) 雇用機会の確保と安定 | 43 |
| まち | |
| 5 住む喜びを実感できる生活優先の都市 | 45 |
| (1) 計画的な土地利用の推進 | 45 |
| (2) 市街地の整備 | 45 |
| (3) 道路ネットワークの整備 | 45 |
| (4) 住宅の整備 | 46 |
| (5) 公共交通の充実 | 46 |
| (6) 情報ネットワークの整備 | 46 |

| | | |
|-----|---|----|
| 6 | かたらいとふれあいのある参画協働の都市 ^{まち} | 48 |
| (1) | コミュニティ・まちづくり活動の促進..... | 48 |
| (2) | 人権尊重のまちづくりの推進..... | 48 |
| (3) | 男女共同参画社会の形成..... | 48 |
| (4) | 住民と行政との連携強化..... | 48 |
| (5) | 自立する自治体経営の確立..... | 49 |
| 第6章 | 新市における群馬県事業の推進 | |
| 1 | 群馬県の役割..... | 51 |
| 2 | 新市における群馬県事業..... | 51 |
| 第7章 | 公共施設の統合整備の基本的考え方 | |
| 第8章 | 財政計画 | |
| 1 | 前提条件..... | 55 |
| (1) | 歳入..... | 55 |
| (2) | 歳出..... | 56 |
| 2 | 歳入・歳出..... | 57 |

第1章 はじめに

- 1 合併の必要性
- 2 計画策定の方針

1 合併の必要性

(1) 合併をめぐる時代背景

①地方分権と独自の地域づくり

地方分権の流れが加速する中で、自立した行政サービスの提供を行うためには、身近な基礎的自治体の行財政基盤の強化が急務となっています。また、地域の活力を高め、住民の快適な生活をより確かなものにしていくためには、従来の市町の枠組みを越えた広域的な連携の強化が重要になっています。

一方、各地では、地域の個性を活かしたまちづくりや地域の課題解決に向けた住民の自らづくり運営する活動が活発になっています。特に近年、ボランティア組織や自発的な住民活動組織（NPO等）の活動が大きな広がりを見せつつあります。

そのため、これからの社会は、行政と住民のそれぞれが広域的連携を強化して活動体制を充実し、共に協働しながら、自立分権型の社会システムを構築していく必要があります。

②加速する少子高齢化への対応

少子化の進展は、若年人口の減少につながり、これが社会活動の停滞を招いたり、まちの活力低下につながるなどの可能性を高くしています。また、子どもたちの社会性や、同世代や異世代との遊びから生まれる創造力の醸成の機会を失う恐れさえあります。

さらに、高齢化が進むことによって、高齢者介護を取り巻く問題や医療、年金などの財政負担が増大し、行政サービスの中でその比重が飛躍的に高まることになります。

このため、広域的連携を強化して、地域ぐるみの子育て支援体制の確立や子どもが伸びやかに成長できる環境づくり、さらには高齢になっても元気で安心して生活できる環境づくり、高齢者や障害者にやさしい施設の整備やまちづくりなど、生涯を託せる地域づくりの視点が重要になっています。

③自然環境の保全・利活用

自然環境の保全は地球規模の問題となっています。新市においても、住宅地から田園、水辺、山林にいたる多彩でうるおいのある好環境のもと、住民の快適で安全な生活を確保し、生産基盤として、さらに、やすらぎやレクリエーション、交流の場として活用するため、保有している貴重な資源でもある自然環境を保全していく

必要があります。また、省資源・省エネルギー・リサイクルを進め、自然と共生していく循環型社会の形成が求められています。

このため、市町の枠組みを越えた広域的連携を強化して、環境を保全・活用する社会のシステムを構築していく必要があります。

④情報化社会への対応

インターネットやCATVの急速な普及によって、情報ネットワーク社会が拡大し、情報通信基盤の技術や、ソフトウェアがめざましく進展しています。

情報通信基盤の整備は、在宅勤務や遠隔地勤務体制の普及等による就業機会の増大、教育機会の拡充や地域文化・特産品情報の発信、生産者と消費者の交流促進、障害者の社会参加機会の増大、地方における高度な医療の受診機会の拡充や在宅医療の充実など、時間と距離の壁を取り除き、社会のあらゆる分野に効果をもたらしています。そのため、これからの社会は、市町の枠組みを越えた広域的連携を強化して、高度情報通信基盤のより一層の整備を進め、高度情報ネットワーク社会の構築に取り組む必要があります。

⑤価値観・生活様式の多様化

現在の日本社会は、経済的な豊かさを達成した後、バブル経済崩壊後の長期にわたる景気の低迷や、経済活動のグローバル化のもとで、大量生産・大量消費に象徴される産業構造から、産業のソフト化、サービス化、知識集約化、情報ネットワーク化による新しい産業構造へと移行しつつあります。

そのような中、国民の価値観も生産中心主義、量的価値重視から、生活、文化、環境、安全などの人間的・質的価値重視へと変化し、一人ひとりの価値観や生活様式も多様化しつつあります。そして、生活を楽しみ、自らの主体的で個性的な生き方を通して、生活の質を高める方向へと変化しています。

これに伴い、行政需要もますます多様化・高度化しており、行政組織のあり方や広域的な事業実施方式の再構築などへの対応が求められています。

(2) 合併の必要性

① 地方分権の推進と行財政能力の向上のために

地方分権の推進に対応するために、2市町は合併によって、効率的な行政システムの確立と財源の確保を図る必要があります。

時代の大きな潮流となっている地方分権は、住民に身近な行政の権限をできる限り地方自治体に移し、その創意工夫による行政運営を推進できるようにするための取り組みです。その推進は、主体となる地方自治体の権限と責任を大きく拡大することとなり、自治体の自己責任能力の向上が強く求められる時代となっています。このような中、藤岡市・鬼石町ともに、地方分権を推進していくために行政能力の質的・量的向上が必要となっています。

一方で、国や自治体は財政の著しい悪化により財政構造改革という重い課題を背負っています。国と地方を合わせた借金は、平成16年度末で719兆円程度（うち地方分204兆円程度）と見込まれています。特に、今後、地方交付税や国庫補助金の削減などにより自治体の財政は、さらに厳しさを増すことが予想されます。

これらの課題解決のためには、2市町が合併することによって、地方分権時代にふさわしい行政システムの確立を図るとともに、財政規模の拡大による財政基盤の強化、さらには合併によりもたらされる国による財政支援措置の活用や経費削減効果等を活かした財源の確保を図ることが必要です。

②少子高齢化をはじめ、より高度化・多様化する行政需要に対応するために

少子高齢化の進行や生活基盤整備など高度化・多様化する行政需要に対応するため、2市町は合併して行財政能力の強化を図る必要があります。

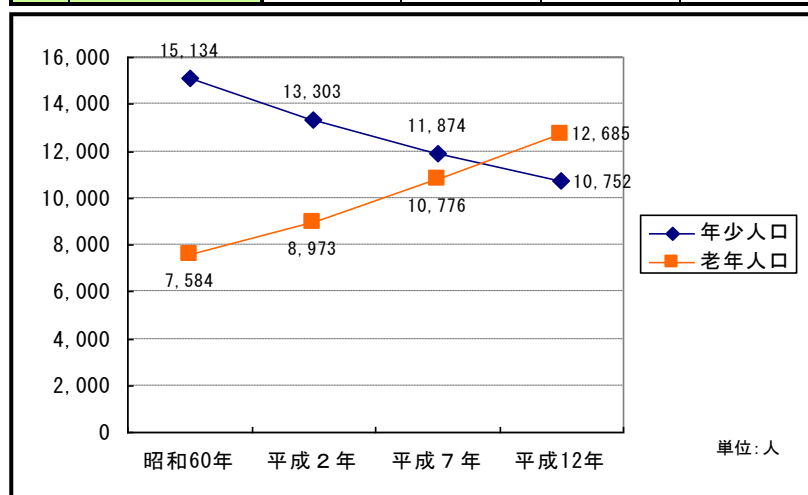
少子高齢化が進むということは、「税を負担する人が減り、税によりサービスを受ける人が増える」ということです。2市町とも、下表のとおり、少子高齢化の進行が目立ってきており、社会保障にかかる財政負担は増加していくと見通されます。さらに環境対策や生活基盤整備、高度情報基盤整備など、社会潮流の変化に伴い行政需要はますます多様化、高度化していくことが見通されます。これらに適切に対応していくためには、一層の財政基盤の強化、専門的職員の育成・拡充、各種公共施設の効率的な活用と適正配置の推進などの総合的な行財政能力の強化が必要となります。

これらのことから、2市町の合併により管理部門職員・業務の削減・効率化を進める一方で住民サービス部門の専門職員・業務の充実を図って、住民サービスの維持確保に努めるなどの対応が必要となります。

〈2市町合計の年少人口、老年人口の推移〉

(単位：人、%)

| 項目 \ 年 | 昭和60年 | 平成2年 | 平成7年 | 平成12年 |
|-----------------|------------------|------------------|------------------|------------------|
| 総人口 | 66,124 | 69,413 | 70,528 | 70,220 |
| 年少人口 (14歳以下) | 15,134 (22.9) | 13,303 (19.2) | 11,874 (16.8) | 10,752 (15.3) |
| 老年人口 (65歳以上) | 7,584 (11.5) | 8,973 (12.9) | 10,776 (15.3) | 12,685 (18.1) |



(資料：国勢調査)

③住民の自治能力を高め参画と協働のまちづくりを一層推進するために

これからのまちづくりは、住民と行政が協働して進めていくことが基本であり、2市町は合併して住民の自治能力の強化を図る必要があります。

地方分権の推進に伴い市町村には自己責任能力が強く求められる一方で、国は危機的状況に陥っている財政の立て直しのため国庫補助金や地方交付税等を大幅に削減し、市町村の財政的自立をも求めてきているとみることができます。

このような中、住民の行政需要は、ますます高度化・多様化していくことが見通されており、これに対応するため行財政能力の強化を図るための合併の必要性がうたわれていますが、現実には行政サイドの対応だけでは不十分なことが多くあります。これだけ財政状況が厳しく、住民意識の高度化・多様化が進んだ段階では、基本的に行政はこれまでのやり方で住民ニーズを満たすことは難しくなっています。行政で対応できないことは、住民自らの参画と協働と相応の負担とによって対応していくという住民の自治意識・能力の強化が重要なことといえます。

今回の合併問題の検討を通して2市町住民のまちづくり参画意識の一層の高まりに期待するとともに、多様な分野で住民の“参画と協働によるまちづくり”を進めるためには、多分野にわたる専門的知識や能力を有する多数の住民の存在が必要であり、合併によって人口規模が大きくなることにより、より多数かつ多分野にわたる住民参画が可能となり住民の自治能力の強化が図られることが期待されます。

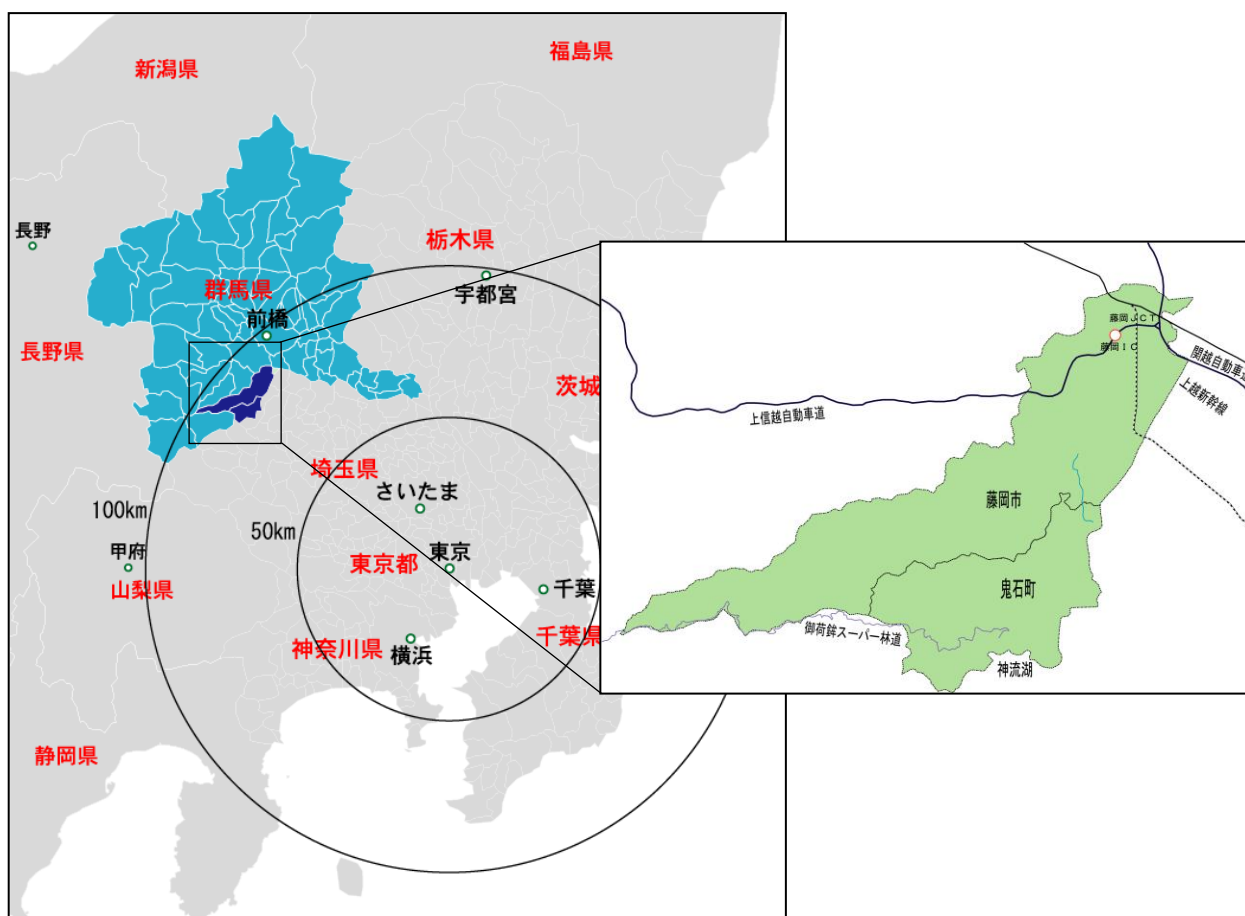
④豊かな資源を活用し、より自立度の高いまちになるために

2市町は歴史・文化・自然・産業というそれぞれの個性ある資源を有しており、これを活用することによってさらに自立度の高いまちになります。

2市町は群馬県の南西部に位置しており、地理的な連続性とともに、買い物、医療、文化、産業面での交流もあり、特色ある文化を持つ一体性の強い地域でもあります。

2市町が合併することにより、それぞれの市町が持つ個性ある資源を活用することができ、さらに産業間の連携によって相乗効果が高まり、自立度の高い中核都市となります。しかし、現実には、2市町の産業はそれぞれ課題を抱えており、市場規模・生産規模の拡大効果等を活かすとともに、思い切った産業振興策を打ち出すことが必要になります。

〈2市町の位置〉



2 計画策定の方針

(1) 計画の趣旨

本計画は、「市町村の合併の特例に関する法律」第5条に基づく法定計画として作成するもので、新市のまちづくりを進めていくための基本方針を定め、これに基づく建設計画として策定し、新市の速やかな一体化を促進し、地域の均衡ある発展と住民福祉の向上を図るための方策を示すものです。

なお、新市のまちづくりの詳細かつ具体的な内容については、新市において策定する基本構想・基本計画などに委ねるものとします。

(2) 構成

本計画は、新市建設の「基本方向(将来像)」と、基本方向の実現のための「新市建設の基本施策」、「新市における群馬県事業」、「公共施設の統合整備の基本的考え方」、計画期間中の「財政計画」を中心として構成しており、新市建設計画と呼称します。

(3) 期間

本計画の期間は、将来を展望した長期的な視点に立つものとし、平成18年度から20年度間(平成18年度～令和7年度)について定めるものとします。

(4) 行財政運営の方針

公共施設の整備については、住民生活に急激な変化を及ぼさないよう十分に配慮するとともに、地域のバランスや財政事情を考慮しながら逐次整備していくものとします。

財政計画については、健全な財政運営に努め、地方交付税、国や県の補助金、地方債等の依存財源を過大に見積もることのないようにし、健全な財政運営が行われるようするものとします。

また、行政運営に支障のない範囲で職員定数の削減及び適正配置を図りながら、組織の効率化に努めるものとします。

第2章 新市の概況

- 1 位置と地勢
- 2 人口と世帯

1 位置と地勢

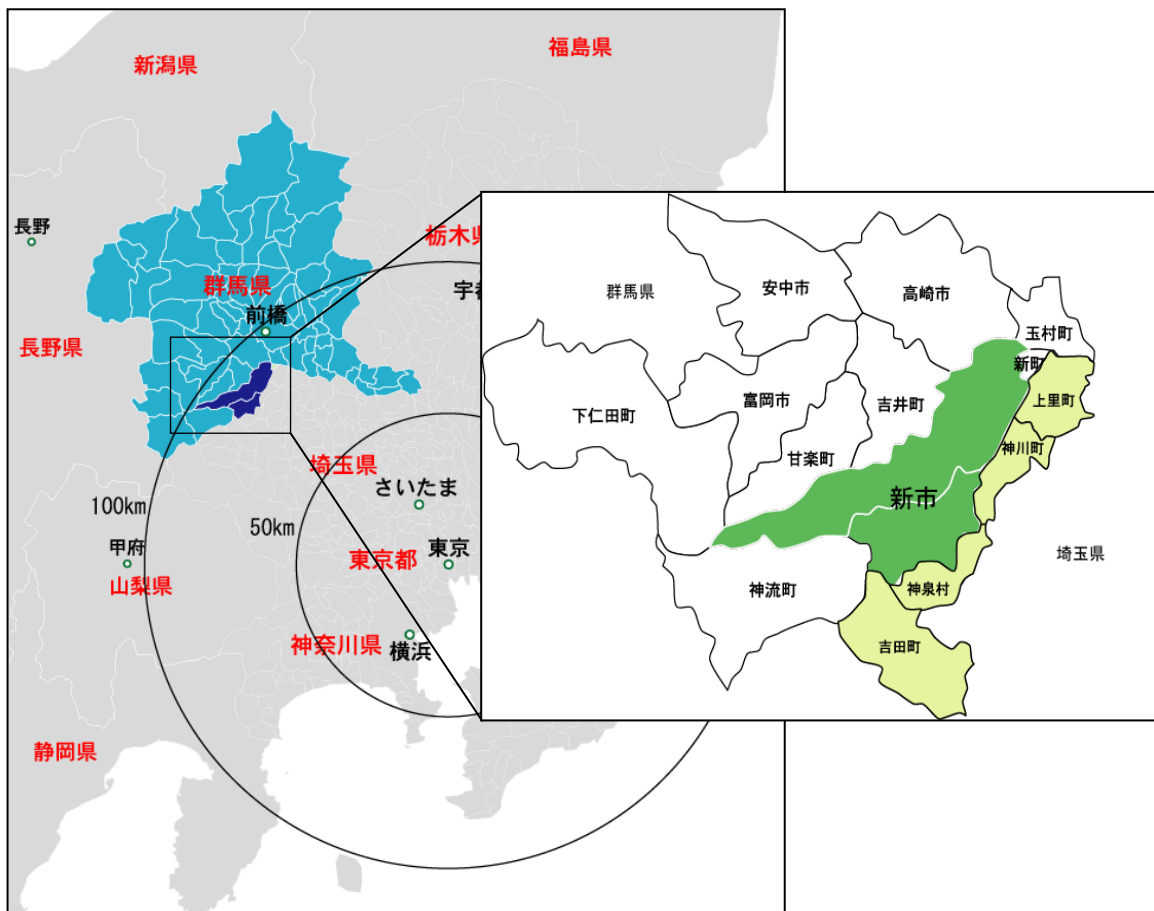
(1) 位置と地勢、面積

新市は群馬県南西部に位置し、東は新町・埼玉県上里町・埼玉県神川町、西は下仁田町、南は神流町・埼玉県吉田町・埼玉県神泉村、北は玉村町・高崎市・吉井町・甘楽町と境界を接しています。

主な山岳には西部に赤久縄山（1,522m）と御荷鉢山（1,286m）があり、湖沼としては南部に神流湖（3.27k㎡）、一級河川には上野村から市内を経て埼玉県へ流れる神流川、市内から高崎市で鑄川に合流する鮎川があります。市域は西南に主要山岳があり標高が高く、北東に行くにしたがい平野部が広がる地勢となっています。

新市の面積は180.09k㎡となります。

〈新市の位置〉



〈2市町の面積・位置〉

| 項目 市町名 | 面積 | 役所・役場所在地 | 東経 | 北緯 |
|-----------|--------|-------------------|--------------|-------------|
| 藤岡市 | 127.64 | 藤岡市中栗須 327 | 139° 04' 41" | 36° 15' 19" |
| 鬼石町 | 52.45 | 多野郡鬼石町大字鬼石 235-10 | 139° 03' 55" | 36° 09' 28" |
| 合計 | 180.09 | | | |

平成 15 年 4 月 1 日現在

(資料：全国都道府県市区町村別面積調、各市町)

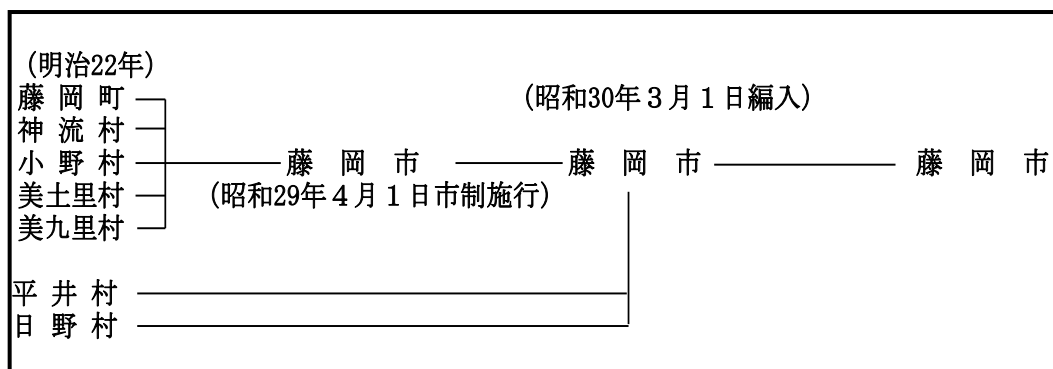
(2) 2市町の概要

貴重な歴史文化資源や共通の気象条件を保有している2市町は、古くから交流が盛んに行われてきました。各市町の概要は以下のとおりです。

■藤岡市■

藤岡市は、関越自動車道と上信越自動車道の結節点にあたる藤岡ジャンクションがあり、交通の要衝地として発達してきました。また、市北部の平坦地には市街地を有し、南西部には緑があふれ清流が輝く豊かな自然に囲まれています。戦国時代には上杉憲定が平井城を築いて関東に君臨し、江戸時代には日野絹の集散地として栄えました。古くから交通の要衝地であったため、多くの文化も生み出され、数学者の関孝和や医学者の伊古田純道など多くの歴史的偉人を輩出しています。また、地場産業である瓦産業は千年以上の歴史があり、「藤岡瓦」と呼ばれ、その製造過程には今も匠の技が受け継がれています。

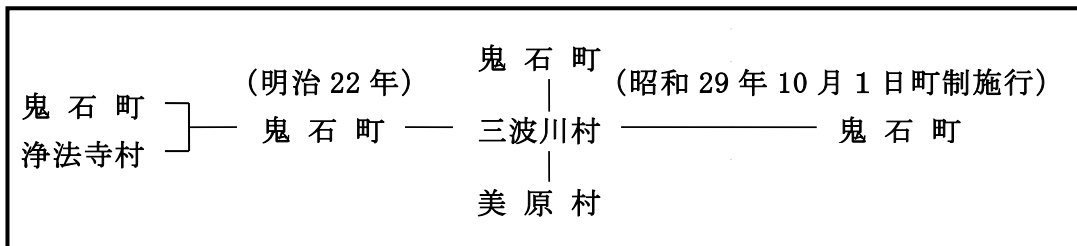
藤岡市の沿革をみると、昭和 29 年の市制施行の後、昭和 30 年に平井村、日野村を編入して現在の藤岡市となっています。



■ 鬼石町 ■

鬼石町は、神流川流域の谷口集落として発展し、県内でも有数のスギ・ヒノキなどの木材集産地として栄えました。昭和43年には下久保ダムが建設され、ダムとともに歩んできた歴史を有します。国指定の名勝及び天然記念物の冬桜の咲く桜山公園や山奥を流れる溪流など、美しい自然に包まれています。地場産業の造園業で使われる三波石の産地で、三波石峡はもう一つの国指定名勝及び天然記念物となっています。また、林業では群馬県三大林業地帯の一つで、県産材センター建設が予定され、林業のより一層の振興が期待されています。町では定住対策の一環として、町有林産材無償交付事業と称して、定住希望者に住宅一棟分の間伐材を無償提供するなど、ユニークな取り組みも行われています。

鬼石町の沿革をみると、明治22年に1町1村が合併し、昭和29年に鬼石町、三波川村、美原村が合併して現在の鬼石町となっています。



2 人口と世帯

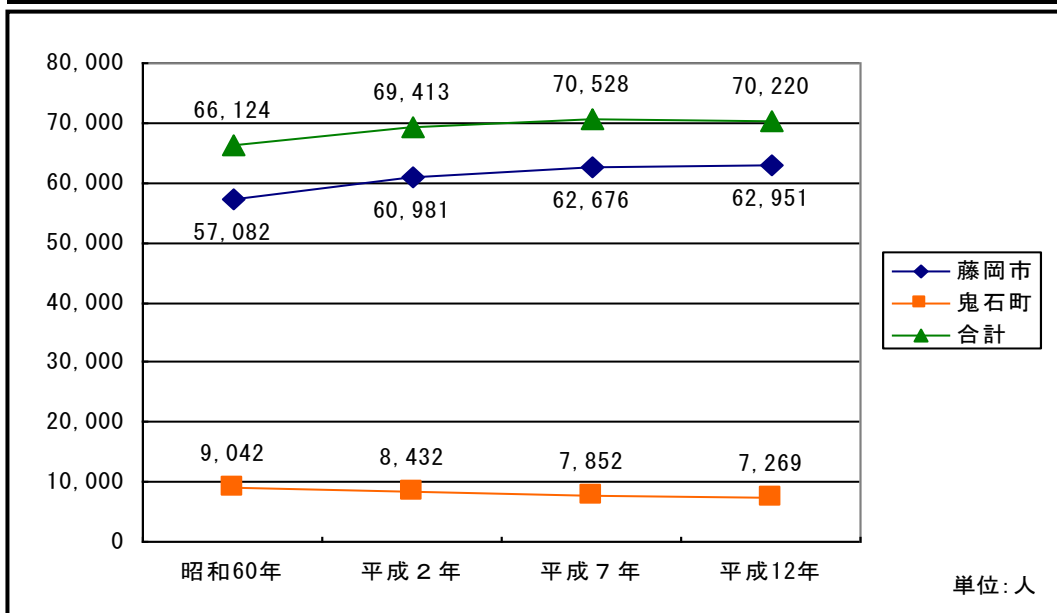
(1) 人口

① 総人口

2市町の人口推移を昭和60年から平成12年までの4回の国勢調査で見ると、総人口は増加傾向にあります。平成12年の2市町合計の総人口は70,220人で、昭和60年の66,124人から4,096人の増加となっています。

〈総人口の推移〉

| 市町名 | 年 | | | | 年平均伸び率 | | |
|-----|--------|--------|--------|--------|--------|-------|--------|
| | 昭和60年 | 平成2年 | 平成7年 | 平成12年 | S60~H2 | H2~H7 | H7~H12 |
| 藤岡市 | 57,082 | 60,981 | 62,676 | 62,951 | 1.33 | 0.55 | 0.09 |
| 鬼石町 | 9,042 | 8,432 | 7,852 | 7,269 | △1.39 | △1.42 | △1.53 |
| 合計 | 66,124 | 69,413 | 70,528 | 70,220 | 0.98 | 0.32 | △0.09 |



(資料：国勢調査)

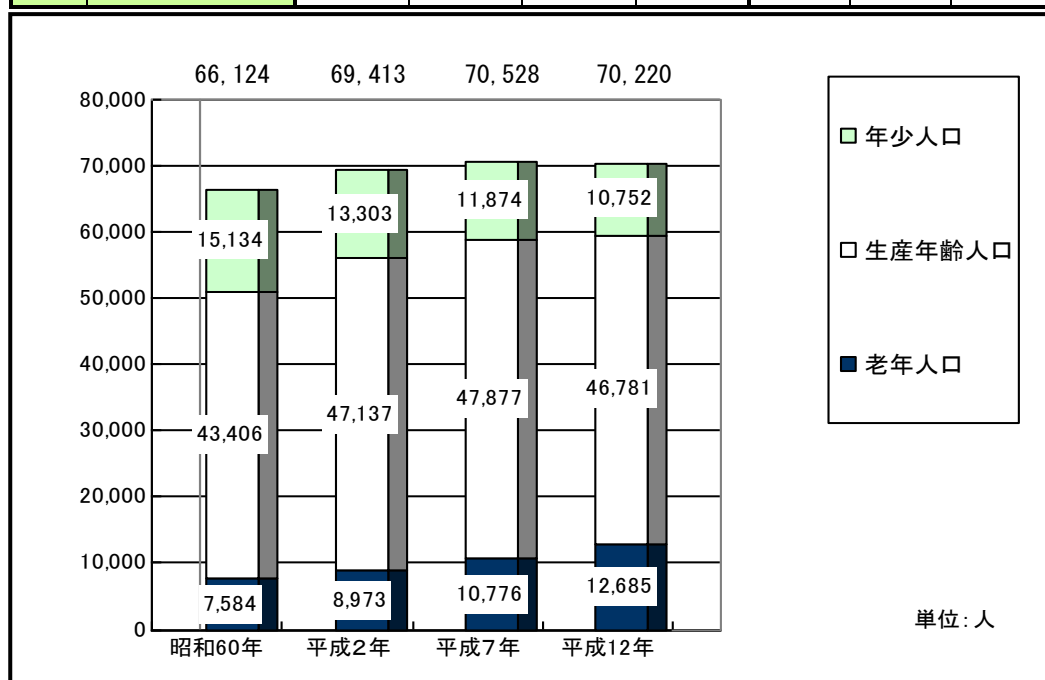
② 3階層別人口

2市町の年齢階層別（3階層別）人口の推移をみると、年少人口（14歳以下）は毎回減少傾向にあり、生産年齢人口（15歳～64歳）は平成7年まで増加傾向にあったものの、平成12年には減少に転じています。老年人口（65歳以上）は昭和60年から一貫して増加傾向にあります。このことから、少子高齢化が着実に進行していることがわかり、その対策が課題といえます。

〈3階層別人口の推移（2市町合計）〉

（単位：人、％）

| 項目 | 年 | 昭和60年 | 平成2年 | 平成7年 | 平成12年 | 年平均伸び率 | | |
|--------------------|---|------------------|------------------|------------------|------------------|--------|-------|--------|
| | | | | | | S60～H2 | H2～H7 | H7～H12 |
| 総人口 | | 66,124 | 69,413 | 70,528 | 70,220 | 0.98 | 0.32 | △0.09 |
| 年少人口 (14歳以下) | | 15,134 (22.9) | 13,303 (19.2) | 11,874 (16.8) | 10,752 (15.3) | △2.55 | △2.25 | △1.97 |
| 生産年齢人口 (15～64歳) | | 43,406 (65.6) | 47,137 (67.9) | 47,877 (67.9) | 46,781 (66.6) | 1.66 | 0.31 | △0.46 |
| 老年人口 (65歳以上) | | 7,584 (11.5) | 8,973 (12.9) | 10,776 (15.3) | 12,685 (18.1) | 3.42 | 3.73 | 3.32 |



注) 総人口には、平成7年に1人、平成12年に2人の年齢不詳を含む。(資料：国勢調査)

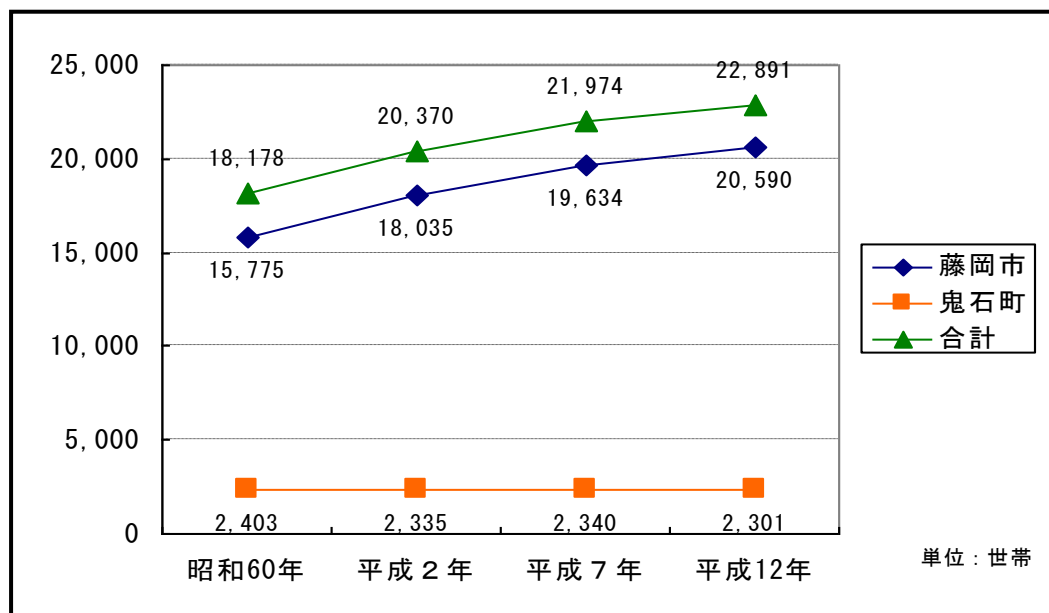
(2) 世帯の推移と現状

2市町の世帯数の推移をみると、昭和60年以降増加傾向にあり、平成12年は22,891世帯で、昭和60年の18,178世帯から4,713世帯の増加となっています。1世帯当たり人数は減少傾向が続いており、核家族化や世帯の多様化が進行していることがうかがえます。

〈世帯数の推移〉

(単位：人、%)

| 市町名・項目 | | 年 | | | |
|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| | | 昭和60年 | 平成2年 | 平成7年 | 平成12年 |
| 藤岡市 | 世帯数 | 15,775 | 18,035 | 19,634 | 20,590 |
| | 一世帯当人数 | 3.62 | 3.38 | 3.19 | 3.06 |
| 鬼石町 | 世帯数 | 2,403 | 2,335 | 2,340 | 2,301 |
| | 一世帯当人数 | 3.76 | 3.61 | 3.36 | 3.16 |
| 合計 | 世帯数 | 18,178 | 20,370 | 21,974 | 22,891 |
| | 一世帯当人数 | 3.64 | 3.41 | 3.21 | 3.07 |



(資料：国勢調査)

第3章 新市の特性と課題

- 1 新市の活かすべき特性
- 2 住民の意識と期待

1 新市の活かすべき特性

新市としてまちづくりを進めるにあたって、その特性を把握することは重要であり、その特性を活かすまちづくりによって、個性や地域資源はさらに磨かれ、これらの相乗効果によって、さらに個性の際立つ新市が誕生することになります。

特性 1

自動車交通の要衝にあり、全国に情報発信するとともに交流の進むまち

新市は、群馬県の南西部にあり、埼玉県と接しており、上信越自動車道の藤岡インターチェンジを有し、藤岡ジャンクションで関越自動車道に接続して、わが国中央部の結節点として重要な位置づけを担っています。さらに、北関東自動車道の接続により自動車交通の要衝としての位置はより一層高まり、全国への情報発信が進むとともに、広域交流拠点として大きな役割を果たすこととなります。

特性 2

美しい山や川などの優れた自然環境と市街地が共存し、快適な暮らしを演出するまち

変化に富んだ自然が地域の景観を特徴づけており、全国にその名を知られた桜の名勝や美しい山や川などの優れた自然環境を保有しています。また、北東部の市街地は、都市の中心機能を有し、豊かな自然環境と相まって、休養・レクリエーションなど県央地域や首都圏に開かれたグリーンフロントとしての機能の一端を担っています。これらの諸条件は、その活用によって、住民の快適な暮らしを演出することにつながります。

特性 3

長い歴史に培われた歴史風土や伝統文化を新しい文化創造に向けるまち

新市は、国指定史跡である白石稻荷山・七輿山古墳をはじめ、古墳時代に造営された東国有数の古墳群が分布しており、室町時代には関東管領上杉氏の居城であった平井城が築かれ長期にわたる東国支配の拠点でした。また、江戸時代には「日野絹」の交易を通じて江戸等の文化が流入し、和算学者の関孝和や浮世絵師の菊川英山をはじめ多数の人材を輩出してきました。このような歴史風土や伝統文化は今後のまちづくりや新しい文化の創造に向けて重要な役割を果たすものとなります。

特性 4

子育て支援を柱に福祉や教育が充実し、若者の定住を促すまち

現在、医療費の無料化を小学校3年生まで行っており、平成16年度からは、小学校4・5・6年生の入院治療費に関わる医療費の無料化も行っています。また、障害児の学童保育も手がけるなど子育て支援も進めています。優れた自然環境と制度のもとで子育てが出来るという特色を活かし、医療・福祉・教育にまでその特性を高めていくことが求められています。

さらに、次代を担う子ども達がすくすく育つよう、施設の整備や保育内容の充実など幼児教育に力を注いでいます。こうした子育て支援は、次代を担う人材育成の基礎づくりとなります。また、中学生の海外派遣を続けた経緯もあり、国際交流によって得られる成果を教育に活かしています。こうした取り組みは地域での子育てを希望する若者の定住にもつながり、まちの活力を生み出すこととなります。

特性 5

病院を核に保健・医療・福祉のネットワーク化と充実を進めるまち

病院を中核にして、総合保健福祉センター、老人保健施設を有し、これらが一体的に機能して、住民が安心して暮らせるまちづくりの基礎が形づくられています。このネットワークは、地域包括医療機関として全国でも有数のものであり、これから進んでいく少子高齢社会に、地域づくりの要としての役割を果たすこととなります。

特性 6

名石「三波石」を産出し、全国でも有数の造園のまち

国の名勝である三波石峡を有し、天然記念物である天下の名石、三波石を産出します。地場産業としての造園業は全国有数の数と質を誇ります。地域産業が元気を出すことは経済の発展と雇用の確保につながるものであり、地域経済の隆盛に欠くことのできない要件です。

特性 7

住民と行政が身近で協働によるまちづくりを進めるまち

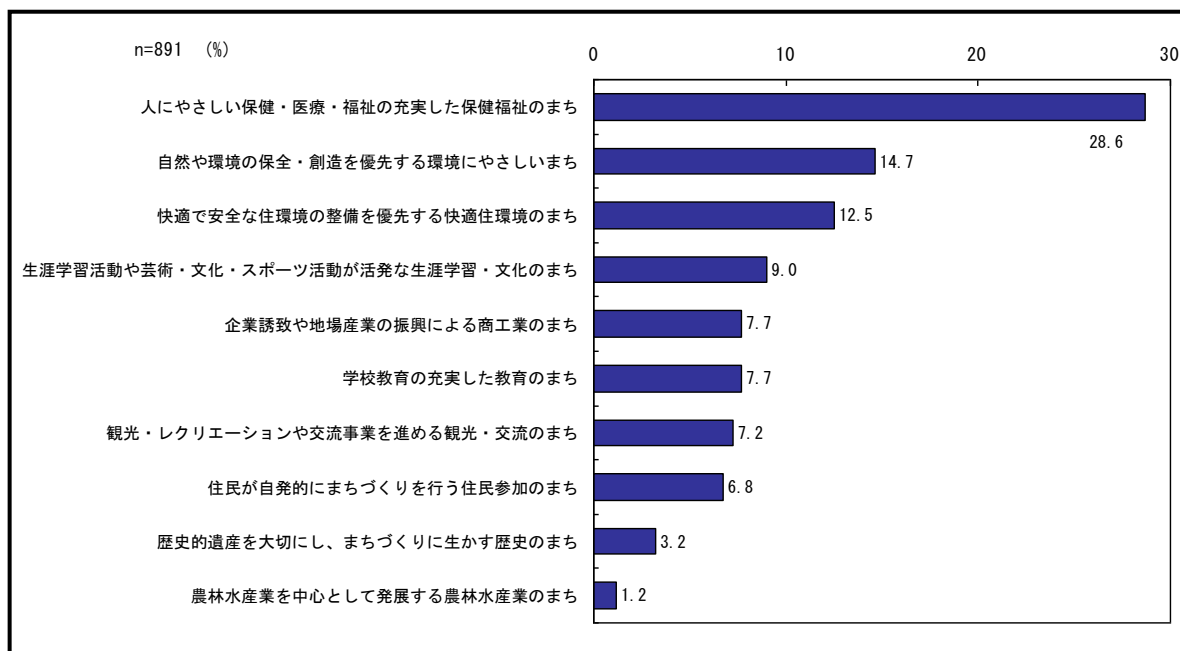
市民の行政に対する関心は高いものがあり、排他性のない住民性ととも、郷土への愛着も強いものがあります。また、こうした住民性を背景に、多様な住民団体やコミュニティ活動が組織されており、住民と行政の協働による透明性の高いまちづくりが進められています。こうした住民性を守り育て、これまでに以上に様々な分野でのまちづくりに活かしていくことが必要です。

2 住民の意識と期待

平成16年6月に合併に関するアンケート調査を行い、藤岡市にお住まいの方の中から無作為に選んだ2,200人に、「藤岡市と鬼石町の合併に伴うまちづくりに何を期待しますか」と聞いたところ（回答数891人、回収率40.5%）、「人にやさしい保健・医療・福祉の充実した保健福祉のまち」が28.6%と一番多く、次いで、「自然や環境の保全・創造を優先する環境にやさしいまち」が14.7%、「快適で安全な住環境の整備を優先する快適住環境のまち」が12.5%、「生涯学習活動や芸術・文化・スポーツ活動が活発な生涯学習・文化のまち」が9.0%などと続いています。

このことから、まちづくりの方向としては、保健・医療・福祉を充実させつつ、自然環境を保全・創造し、快適で住みやすい、地域の個性を尊重する生涯学習・文化のまちづくりを中心として、各施策を積極的に進めることが求められているといえます。

〈合併に伴うまちづくりに期待すること〉



注) グラフ中のnは、回答者数。

第4章 新市建設の基本方針

- 1 新市のまちづくりの基本方向
- 2 新市の将来像
- 3 将来像実現のための基本施策
- 4 人口の見通し
- 5 土地利用の方向

1 新市のまちづくりの基本方向

地域特性・資源の分析等を踏まえて、新市としてめざすべきまちづくりの基本方向を定めると次のとおりとなります。

基本方向 1

「生活実感が持て、自然環境を重視する」暮らし優先のまちづくり

四季が多彩な自然条件を活かした環境と共生するまちづくりを進めるとともに、この地域で暮らすことができる生活実感を大切にしたいまちづくりを進めます。

基本方向 2

「保健・福祉・医療のネットワーク」を活かした元気なまちづくり

子育て支援から高齢者支援施策まで、保健・福祉・医療活動に力を注ぎ、生涯を通じて一人ひとりが輝いていられる、元気なまちづくりを進めます。

基本方向 3

「活発な産業活動と交流」により全国に情報発信するまちづくり

新市ならではの地域特性や資源を活かし、第1次産業から第3次産業までを振興し、全国に情報発信する交流のまちづくりを進めます。

基本方向 4

「参画と協働で創る」地域主権・住民主権のまちづくり

あらゆる場面で住民参画が確保される、住民と行政が協働して行政施策を推進する、住民自治・地域主権の仕組みづくり、まちづくりを一層推進します。

2 新市の将来像

新市としてめざすべきまちづくりの基本方向を踏まえて、新市の将来像を次のとおり設定します。

新 市 の 将 来 像

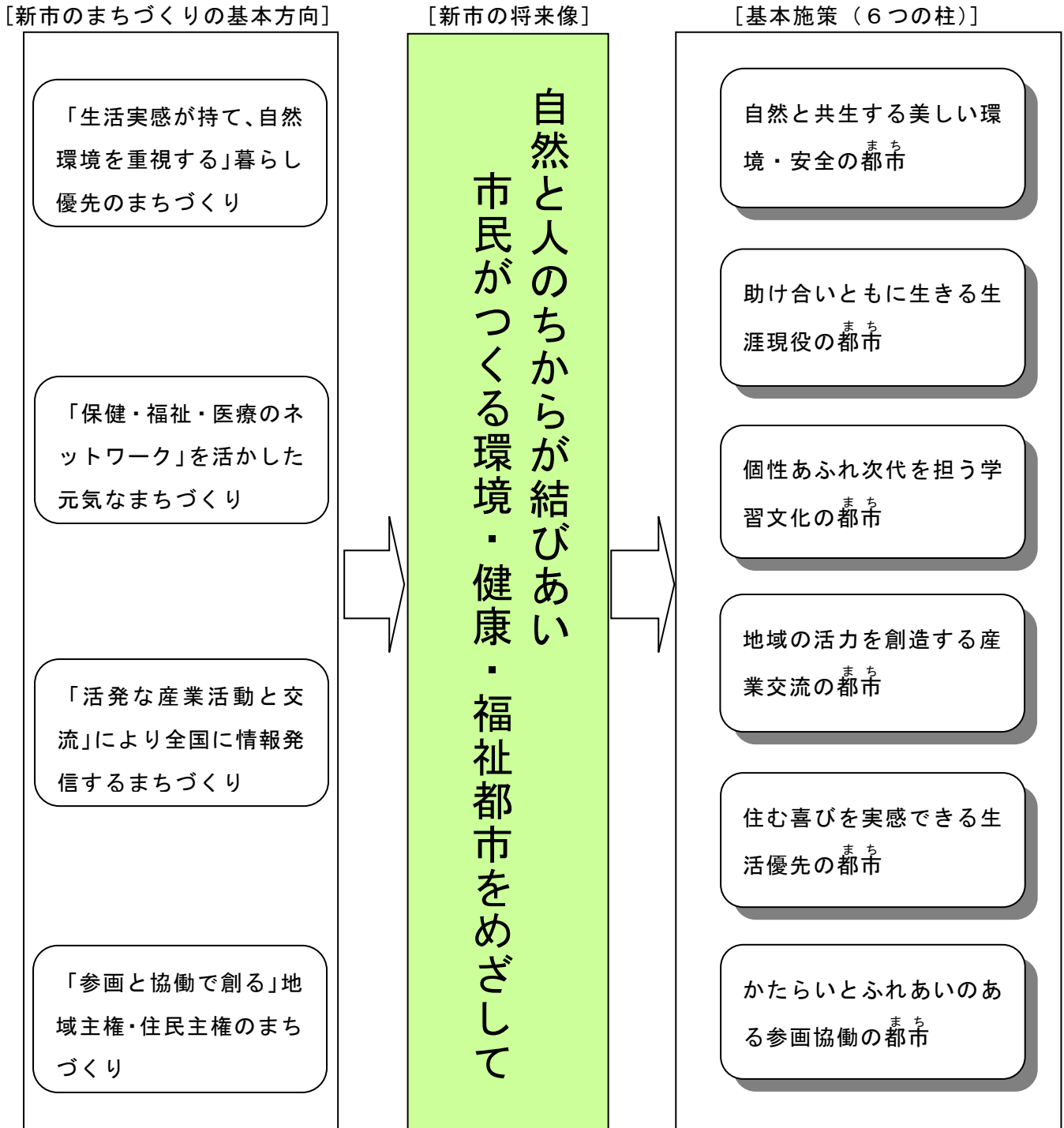
新市の将来像は、合併の必要性、新市の活かすべき特性、新市のまちづくりの基本方向を総合的に勘案し、新しい時代に向けて新市が歩んでいく姿を表現しており、新市のまちづくりの象徴となるものです。

**自然と人のちからが結びあい
市民がつくる環境・健康・福祉都市をめざして**

自然の持つ力と活発な人の営みが調和し、地域に息づく歴史的・文化的資源を活用し、創造的な文化活動や豊かな産業活動が活発に行われ、健康で幸せに生きることができる都市を市民みんなで作って上げようという意志を表現しています。

3 将来像実現のための基本施策

新市の将来像「自然と人のちからが結びあい市民がつくる環境・健康・福祉都市をめざして」の実現を図るため、次のとおり6つの基本施策を定めます。



1. 自然と共生する美しい環境・安全の都市^{まち}

豊かで優れた自然とともに、安全で安心して暮らすことのできるまちづくりが望まれています。このため、自然環境の保全、景観の保全を計画的に進めるとともに、身近な公園の整備や緑のネットワーク形成に努めます。

また、上水道の整備、下水道の整備を効果的に進めるとともに、資源循環型社会づくりに向けて環境衛生対策の充実に努めます。

さらに、消防・防災体制の強化を図り、住民の生命と財産を守るとともに、交通安全・防犯体制の充実、消費者対策の充実に努めます。

施策の体系は次のとおりです。

自然と共生する美しい環境・安全の都市^{まち}

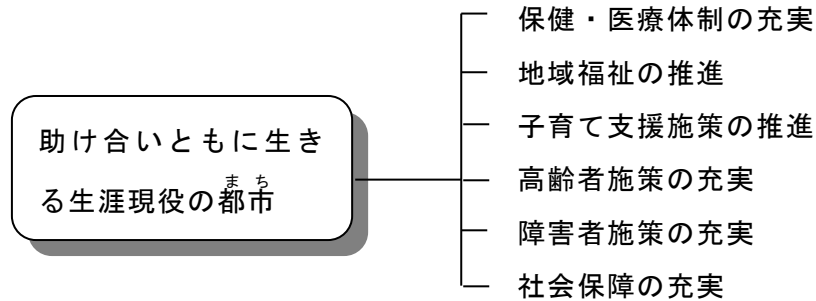
- 環境との共生の総合的推進
- 公園・緑地・水辺の整備
- 上下水道の整備
- 環境衛生対策の充実
- 消防・防災対策の充実
- 交通安全・防犯体制の充実
- 消費者対策の充実

2. 助け合いとともに生きる生涯現役の都市^{まち}

乳幼児から高齢者まですべての住民が、地域のなかで支え合いながら健康で元気に暮らせるよう、保健・福祉・医療のネットワーク化をより一層進めて、地域福祉対策やボランティア活動、健康づくり活動などの充実に努めます。

また、若い世代が安心して子どもを産み、地域に見守られゆとりを持って育てていくことができる子育て支援の環境づくりから、高齢者や障害者の介護・自立支援の環境づくり、生きがい対策、シルバーパワーの活用まで、総合的・有機的な福祉施策を推進します。

施策の体系は次のとおりです。

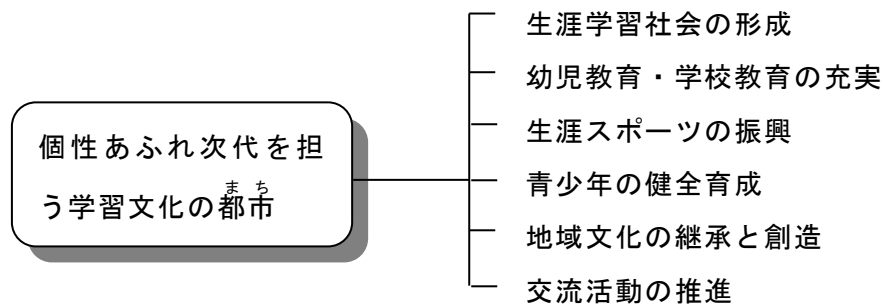


3. 個性あふれ次代を担う学習文化の都市

総合的な生涯学習環境の整備を図り、未来のまちを担う心豊かで個性と創造性あふれる人材の育成と、生涯を通じて学び続け、その成果を活かすことができる生涯学習のまちづくりを進めます。

また、生きる力を育む学校教育の推進や地域に密着した特色ある学校づくりをはじめ、住民主体の芸術・文化・スポーツ・交流活動、特色ある文化財や史跡の保護・活用を積極的に支援・促進していきます。

施策の体系は次のとおりです。



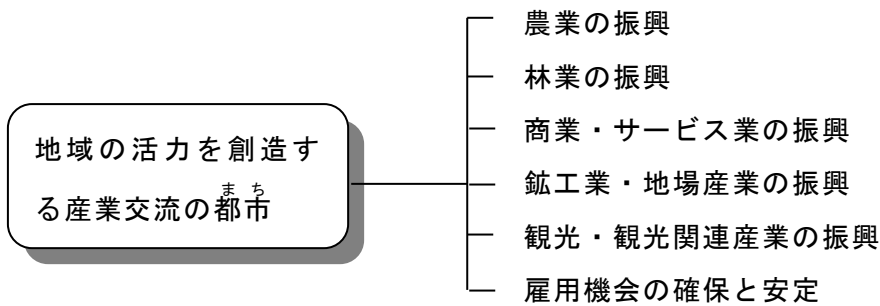
4. 地域の活力を創造する産業交流の都市

生産基盤の整備や生産技術の高度化、環境保全に配慮した農林業の推進、担い手の育成などを一体的に進め、「地産地消」の考え方を導入しつつ、産業

間連携など第1次産業の高度化と発展を図ります。

また、地場産業の活性化をはじめ、商業環境の整備、交通の利便性を活かした企業誘致の推進、豊かな緑と水の自然や生涯学習・文化振興とも連携したふれあいの観光・交流活動の充実に努め、地域産業の活力の醸成を図ります。

施策の体系は次のとおりです。

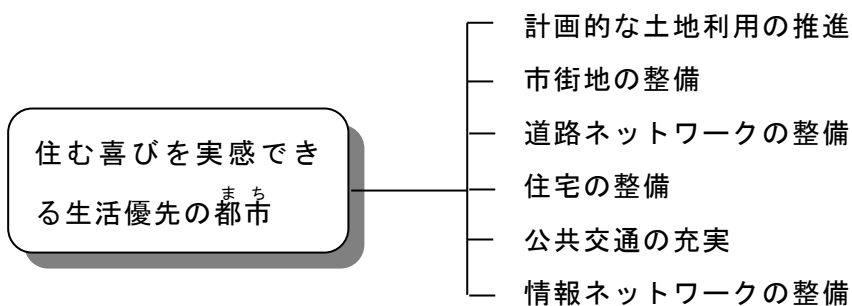


5. 住む喜びを実感できる生活優先の都市^{まち}

計画的な土地利用の推進や魅力ある市街地環境の整備、定住の基礎となる快適で個性的な住宅の整備を進めます。

また、新市の一体感を増す道路・情報ネットワークの整備を進め、わが国中央部の交通結節地域にふさわしい、その機能をさらに高める生活基盤づくりに努めます。

施策の体系は次のとおりです。



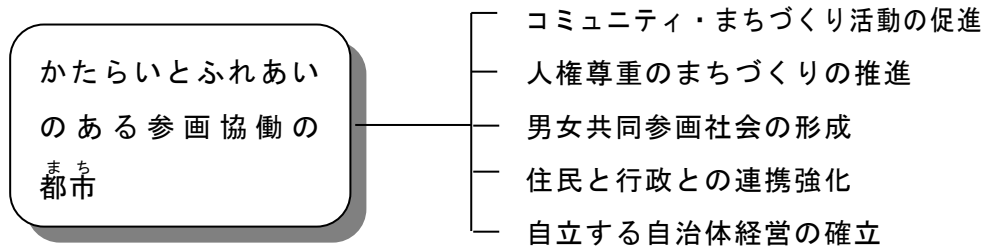
6. かたらいとふれあいのある参画協働の^{まち}都市

自己決定・自己責任という地方分権時代の到来を背景に、住民主導・地域主導のもとにまちづくりが効果的に進められるよう、コミュニティ活動や地域づくり活動等を一層支援・促進します。

また、情報公開機能の強化、個人情報保護の強化、各種計画策定や行政活動への住民参画の仕組みづくりの充実、多様な住民団体やボランティア、NPOの育成・支援、民間活力の導入等による住民と行政のパートナーシップの確立のもと、参画と協働のまちづくりを進めます。

さらに、これらを支える行政組織・機構の見直しや職員の意識改革と資質の向上、財政運営の効率化、電子自治体の構築などを計画的に進めます。

施策の体系は次のとおりです。



4 人口の見通し

(1) 総人口

新市の人口を、第2期藤岡市まち・ひと・しごと創生総合戦略藤岡市人口ビジョンでは次頁の表のとおり推計（令和7年）しており、わが国の人口の推移と同じように減少傾向に転じていくことが予測されます。

(2) 3階層別人口

令和7年の年少人口は、6,234人（構成比10.4%）と推計されます。

生産年齢人口は、令和7年には33,392人（構成比55.5%）と予測されます。

老年人口は、令和7年には20,511人（構成比34.1%）となり、ほぼ3人に1人が高齢者となるものと推計されます。

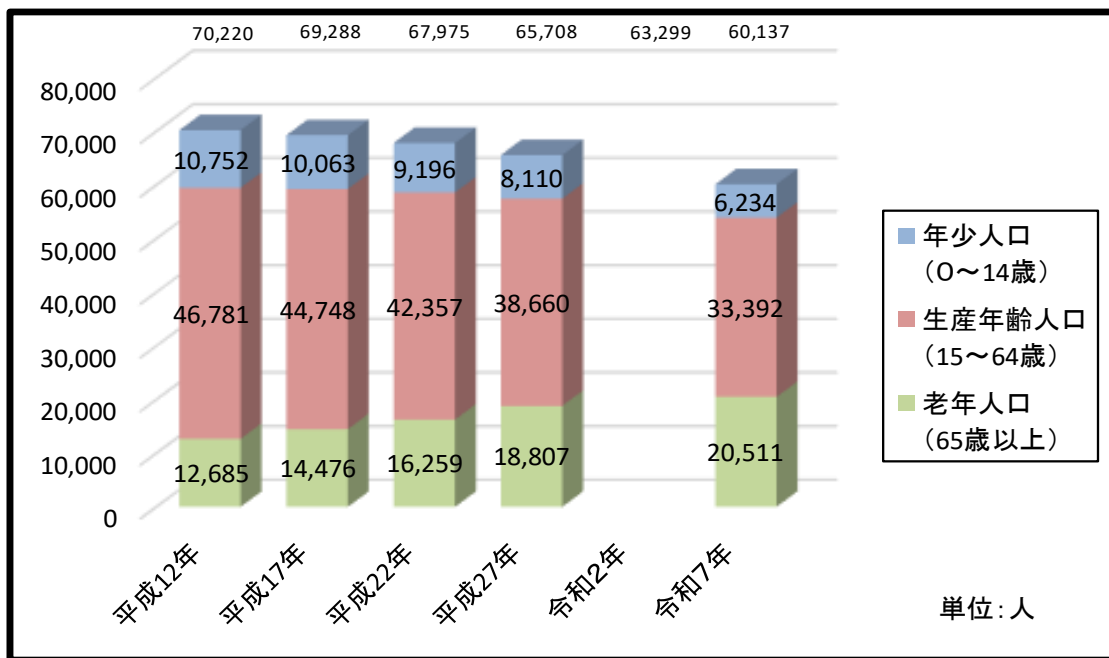
(3) 世帯数

世帯数については、国立社会保障・人口問題研究所資料（2019年推計）における群馬県の推計値に準じて算出した結果、令和7年には24,765世帯と予測され、これを総人口の予測結果から（総人口の予測結果／世帯数）求めた1世帯当たり人数は、令和7年2.43人と予測されます。

〈人口・世帯数の推計結果〉

(単位：人、世帯)

| 項目 | 年 | 平成12年 | 平成17年 | 平成22年 | 平成27年 | 令和2年 | 令和7年 |
|--------------------|-----|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|--------|-------------------|
| | 総人口 | | 70,220 | 69,288 | 67,975 | 65,708 | 63,299 |
| 年少人口 (14歳以下) | | 10,752 (15.3%) | 10,063 (14.5%) | 9,196 (13.5%) | 8,110 (12.3%) | - | 6,234 (10.4%) |
| 生産年齢人口 (15～64歳) | | 46,781 (66.6%) | 44,748 (64.6%) | 42,357 (62.3%) | 38,660 (58.8%) | - | 33,392 (55.5%) |
| 老年人口 (65歳以上) | | 12,685 (18.1%) | 14,476 (20.9%) | 16,259 (23.9%) | 18,807 (28.6%) | - | 20,511 (34.1%) |
| 世帯数 | | 22,891 | 23,590 | 24,298 | 24,569 | 25,271 | 24,765 |
| 一世帯当人数 | | 3.07 | 2.94 | 2.80 | 2.67 | 2.50 | 2.43 |



※平成12年から平成27年までは国勢調査（実績）、令和2年は国勢調査（速報）、令和7年は推計
 ※総人口は年齢不詳者を含む

5 土地利用の方向

(1) 基本方針

「自然」と「暮らし」と「産業活動」が調和した良好な地域環境の形成に努め、新市の将来像を実現するため、土地利用の基本方針を次のとおり定めます。

- 豊かな自然環境・景観の保全と活用
- 貴重な歴史資源の保全と活用
- 優良農地の保全と活用
- 森林の保全と活用
- やすらぎのある生活空間の確保
- にぎわいのある市街地の形成
- 観光・交流拠点の整備
- ネットワーク化された道路・交通体系の確立

(2) ゾーン別土地利用の方向

土地利用は、まちづくりの基本的な要素であり、新市の発展に直結する極めて重要な問題であることから、住民参画のもと慎重に検討を重ねた上で新たな計画を立て、新市全体の合意形成を図っていく必要があります。

したがって、ここでは、そのもととなる基本的な方向を示すこととし、具体的な土地利用区分については、今後、新市の住民や事業者の積極的な参画のもと、総合的に検討を重ね、新市の土地利用構想・計画や都市計画マスタープラン、農業振興地域整備計画等を策定し、明確化していくこととします。

新市における土地利用は次のゾーンに区分し、その利用の基本的な方向をゾーン別に示すと以下のとおりです。

①市街地ゾーン

市街地については、公園やポケットパークの整備、道路の改良やネットワーク化を進め、必要に応じて土地区画整理事業を導入し、良質な住宅開発の誘導を図って、良好な居住環境の創出に努めます。

また、商店及び商店街の活性化とともに、商業施設の整備を図り、賑わいのある市街地の形成に努めます。

②産業ゾーン

既成工業地区や新産業誘致適正地区を「産業ゾーン」と位置づけ、既存立地企業の支援の充実に努めるとともに、開発・整備が進んでいる用地及び誘導する工業用地については、優良企業の誘致を進めます。

③農用地整備ゾーン

農業の生産基盤として重要な農用地については、農業基盤の整備を図りつつ、無秩序な開発やかい廃を抑制し、意欲ある担い手への利用集積を進めながら、優良農地の維持確保に努めます。また、観光とタイアップした農業の推進に努めます。

④農村地域定住ゾーン

農業環境と共存する集落形態を有する地域については、生活道路や下水道整備を計画的に進め、農業と共存する農村定住地区として良好な居住環境の形成に努めます。

⑤親水やすらぎ・保養ゾーン

河川やダムの流れをやすらぎ・保養ゾーンと位置づけ、水辺の公園や緑道等を整備し、うるおいのある環境の創出に努めます。

⑥山林保全・活用ゾーン

緑豊かな山林ゾーンについては、その保全に努め、生産基盤を整備するとともに、休養・保養のできる施設の整備・充実を図り、レクリエーション・交流ゾーンとして活用していきます。

第5章 新市建設の基本施策

- 1 自然と共生する美しい環境・安全の都市^{まち}
- 2 助け合いとともに生きる生涯現役の都市^{まち}
- 3 個性あふれ次代を担う学習文化の都市^{まち}
- 4 地域の活力を創造する産業交流の都市^{まち}
- 5 住む喜びを実感できる生活優先の都市^{まち}
- 6 かたらいとふれあいのある参画協働の都市^{まち}

1 自然と共生する美しい環境・安全の都市^{まち}

(1) 環境との共生の総合的推進

緑・山・川などの美しく豊かな自然環境・景観の保全や快適性を求める住民ニーズ、地球環境の保全や循環型社会の形成等の社会的要請に対応し、“環境”の将来にわたっての保全を新市一体となって総合的に推進します。

このため、全市的な環境の保全・創造に関する指針づくりのもと、行政自らの率先的な環境保全活動の推進をはじめ、自然環境・景観の保全、美しい景観づくり、公害の防止から地球環境の保全まであらゆる分野における環境問題への対応、さらには幼児期からの環境学習の推進や住民一人ひとりの自主的な環境保全活動の促進など、あらゆる主体が参画した総合的な快適環境づくりを進めます。

(2) 公園・緑地・水辺の整備

住民の交流・いこいの場、スポーツ・レクリエーションの場、子どもが安心して遊べる場を確保するため、市街地や集落内における身近な公園の整備を進めるとともに、市外の人々との交流も見据え、湖をはじめ、森林資源等を活用した、観光・交流機能も併せ持った特色ある公園・緑地、親水空間の整備を進めます。

また、これら公園・緑地・水辺等のネットワーク化や住民総参加による緑化の促進に努め、新市ならではの地域資源を活かした緑のうるおいのある環境づくりを進めます。さらに、安全にも配慮した河川・水路の整備を進めます。

(3) 上下水道の整備

住民の日常生活に欠かせない上水道については、施設の老朽化・耐震化への対応や、水源の確保を図りながら、各種水道施設、簡易水道、小水道の整備を計画的に進めるとともに、未普及地域の解消、水質管理体制の強化、水道事業の健全運営を図り、安全かつ安定的な水の供給に努めます。

また、美しい水環境を維持するため、各地域の条件にあわせて公共下水道事

業及び合併処理浄化槽設置整備事業などを計画的に進めていくとともに、下水道普及率の向上及び施設の効率的な維持管理に努め、新市全域における下水道整備の早期実現をめざします。

なお、施設整備にあたっては、水環境、水循環の視点から、環境にやさしい施設づくりに努めます。

(4) 環境衛生対策の充実

年々増加傾向にあるごみについては、今後のごみの排出動向に即し、また廃棄物・リサイクル関連法に基づき、今後ともごみ処理体制の充実に努めるとともに、住民啓発を積極的に行いながら、分別排出の徹底、自主的な発生抑制・再使用・再生利用運動によるごみの減量化、不法投棄の防止に努め、循環型のゼロエミッション社会の構築をめざします。また、旧処理施設の適正解体等に努めます。

し尿処理については、下水道事業との整合性に留意しながら、今後ともし尿処理体制の充実に努めるとともに、浄化槽の適正な維持管理を促進します。

火葬場・斎場については、増加した需要に対応するため必要な整備を行い、安定的な火葬業務の実施を図ります。また、旧火葬場の適正解体等に努めます。

(5) 消防・防災対策の充実

過去の災害による被害の教訓を防災活動全般に活かすとともに、地震をはじめ火災、風水害などのあらゆる災害に強いまちづくりを新市一体となって総合的に進めます。

このため、消防・救急活動能力の向上や消防設備の計画的更新を図るとともに、消防団活動の活性化、常備消防・救急体制の一層の充実、避難施設の整備・充実に努めるなど、地域消防・救急体制の強化を図ります。

また、新市としての地域防災計画の策定のもと、総合的な防災体制の確立を進めるとともに、防災意識の高揚や自主防災組織の育成、災害時の情報連絡体制の整備、各種資機材の備蓄に努めます。さらに、国・県と連携しつつ、治山・治水の推進、地滑り対策に努めます。

(6) 交通安全・防犯体制の充実

日常生活圏の広がり等により自動車交通量がますます増加傾向にあるとともに、高速交通機関の結節点にあるまちとして、警察や交通安全協会など関係機関・団体と連携し、交通安全教育や啓発活動を一層積極的に推進するとともに、危険箇所の点検・調査及び交通安全施設の整備を計画的に進め、交通事故のない安全なまちづくりを進めます。

また、犯罪の凶悪化・低年齢化の傾向を踏まえ、警察や防犯協会などの関係機関・団体との連携のもと、啓発活動を積極的に推進し、住民の防犯意識の高揚及び自主的な地域安全活動を促進していくとともに、防犯灯などの防犯施設の整備を計画的に進め、犯罪のない明るい地域社会の形成を進めます。

(7) 消費者対策の充実

訪問販売や通信販売、インターネット販売など多様な販売形態が出現し、購買・決済手段が複雑多様化する中で、消費者の権利を守り、トラブルを未然に防止するため、県等と連携しながら、消費者教育・啓発や情報提供等を推進するとともに、相談体制の充実や消費者団体活動の促進に努め、自立する消費者の育成を進めます。

| 施策の項目 | 主要な事業 |
|------------------|--------------------|
| (1) 環境との共生の総合的推進 | 地域環境総合計画の策定 |
| | 総合的環境整備の推進 |
| | 観測態勢の強化 |
| (2) 公園・緑地・水辺の整備 | 堤防改修工事 |
| | 緑の基本計画策定事業 |
| | 丘陵公園整備事業 |
| | 街区公園整備事業 |
| | 都市計画公園台帳整備事業 |
| | 公園等施設整備事業 |
| | ふれあい広場整備事業 |
| | 河川整備事業 |
| (3) 上下水道の整備 | 桜山公園整備事業 |
| | ダム建設促進事業 |
| | 水道整備事業 |
| | 下水道計画調査事業 |
| | 下水道の整備促進事業 |
| | 農業集落排水処理施設整備計画調査事業 |

| 施策の項目 | 主要な事業 |
|------------------|---------------------|
| (4) 環境衛生対策の充実 | 環境衛生対策事業 |
| | 環境美化対策事業 |
| | リサイクル施設の整備事業 |
| | ごみ処理施設整備事業 |
| | 清掃運搬施設整備事業 |
| | 浄化槽整備推進事業 |
| | 火葬場・斎場整備事業 |
| (5) 消防・防災対策の充実 | 消防団装備等整備事業 |
| | 防火水槽整備事業 |
| | 消防施設整備事業 |
| | 地域防災無線整備事業 |
| | 総合防災訓練事業 |
| | 地すべり対策事業 |
| | 砂防事業 |
| | 排水対策事業 |
| | 避難・水防体制の強化 |
| | 急傾斜地崩壊対策事業 |
| | 治山事業 |
| (6) 交通安全・防犯体制の充実 | 交通安全対策事業 |
| | 防犯関係事業 |
| (7) 消費者対策の充実 | 消費者への助言・情報提供・相談等の充実 |

2 助け合いとともに生きる生涯現役の都市^{まち}

(1) 保健・医療体制の充実

すべての人が健康寿命を伸ばし、いきいきと幸せに暮らせるよう、新市一体となった健康づくりの指針策定のもと、保健・医療・福祉はもとより、教育・建設・農林水産など様々な分野の相互の連携を強化し、住民の健康づくり意識の高揚と自主的な健康づくりを総合的に促進します。

また、子どもが健やかに生まれ育つための母子保健の充実をはじめ、生活習慣病予防・介護予防に重点を置いた老人保健の充実、精神保健・難病・感染症対策の充実、歯科保健や予防接種の充実など、人生の各期に応じた保健サービスの充実に努めます。

医療については、ますます高度化、多様化する医療ニーズに対応し、特色ある病院として、医療施設の整備充実を進めるとともに、救急・休日・夜間の医療体制の充実を図り、地域医療体制の強化・ネットワーク化に努めます。

(2) 地域福祉の推進

就業構造や社会環境、家族形態の変化などにより地域で互いに支え合う機能が低下しつつある中で、すべての住民が地域で支え合い助け合いながら共に生きることができる優しい社会づくりをめざし、新市としての地域福祉計画策定のもと、福祉活動の中核的役割を担う社会福祉協議会をはじめ、民生・児童委員や各種福祉団体、福祉ボランティア団体、NPO等の福祉活動を積極的に育成・支援していきます。

また、福祉教育や啓発活動を通じた住民の福祉意識の高揚及び相互支援精神の定着、福祉ボランティアの育成及びネットワーク化、身近なコミュニティにおける福祉体制づくりを図り、住民総参加の地域福祉体制の確立に努めます。

(3) 子育て支援施策の推進

子育てするならこの地域でというアピールのもとに、次世代育成支援行動計画を策定し、関係部門、関係機関・団体が一体となって、家庭や地域の子育て

機能を支え、若い世代が安心して子どもを産み、ゆとりをもって育てていくことができる環境づくりを総合的に進めます。

このため、多様化する保育ニーズに即した保育サービスの充実をはじめ、子育てに関わる相談・学習・交流機能の充実、子育て支援センターの拡充、児童館の整備、母子保健サービスの充実、さらには職場における子育て環境づくりや育児に配慮した住環境等の整備、児童虐待の防止など、多面的な施策を推進します。

また、母子・父子家庭等のひとり親家庭が安定した生活を送れるよう、関係機関と連携しながら各種の支援を推進します。

(4) 高齢者施策の充実

本格的な高齢社会の到来に対応し、新市としての介護保険事業計画及び高齢者保健福祉計画の策定のもと、民間事業者等多様な主体と連携しながら、各種介護保険対象サービスの充実を進めていくとともに、介護保険対象外の高齢者に対する自立・生活支援サービスの充実を図ります。

また、寝たきり・認知症の予防など介護が必要な状態にならないための健康づくり施策の強化、老人クラブ活動の支援や高齢者の生きがい対策、社会参加の促進に努めます。

さらに、これらの各種施策・サービスの提供基盤を強化するため、民間も含めて高齢者関連施設の整備・確保を進めるほか、介護保険制度に関わる事務や啓発・相談体制の充実、民間事業者との連携強化、必要な人材の確保等を進めます。

(5) 障害者施策の充実

精神障害者や難病患者も含めた障害者の「完全参加と平等」の実現のため、新市としての障害者計画策定のもと、啓発・広報活動や交流活動等を通じて障害者に対する住民の理解と認識を深め、心の障壁を取り除いていくとともに、総合的な相談・情報提供体制の整備や、保健・医療サービスの充実、支援費制度に基づく福祉サービスの充実を進めます。

また、雇用機会の拡大や社会参加の促進、バリアフリー、ユニバーサルデザ

インの視点からのまちづくりなど、あらゆる分野で障害者に配慮した施策の推進に努めます。

(6) 社会保障の充実

低所得者が自立し、健康で文化的な暮らしを営むことができるよう、関係機関や民生・児童委員との連携のもと、相談・指導体制の充実に努めるとともに、生活保護制度等の適切な運用に努めます。

また、住民の健康の保持及び福祉の増進を図るため、医療給付事業の適切な運用に努めます。

さらに、厳しい財政状況にある国民健康保険事業の健全な運営を図るため、被保険者の健康づくり意識の高揚と自主的な健康づくりの促進に努めるほか、国民年金制度に関する啓発活動や相談の充実等を通じて制度への理解と認識を深めていきます。

| 施策の項目 | 主要な事業 |
|----------------|------------------|
| (1) 保健・医療体制の充実 | 保健・福祉・医療の連携強化 |
| | 病院施設整備事業 |
| | 救急医療の充実推進 |
| | 健康増進事業の充実 |
| (2) 地域福祉の推進 | 地域福祉計画の策定 |
| | ユニバーサルデザインの推進 |
| | 総合保健福祉センター整備事業 |
| (3) 子育て支援施策の推進 | 次世代育成支援地域行動計画の策定 |
| | 子育て支援施策の拡充 |
| | 母子保健事業の推進 |
| | 児童健全育成対策事業 |
| | 児童館建設事業 |
| (4) 高齢者施策の充実 | 高齢者自立促進事業 |
| | 高齢者介護サービス事業 |
| | 老人保健事業 |
| | 介護予防事業 |
| | 高齢者福祉施設整備事業 |
| (5) 障害者施策の充実 | 身体障害者福祉事業 |
| | 知的障害者福祉事業 |
| | 精神保健福祉事業 |

3 個性あふれ次代を担う学習文化の都市^{まち}

(1) 生涯学習社会の形成

住民一人ひとりが生涯にわたって主体的に学習活動を行い、自己実現を図りながら充実した人生を送るとともに、その成果が適切に評価され、新市のまちづくりに活かせるよう、総合的な学習環境・条件の整備を図り、生涯学習社会の形成を進めます。

このため、新市一体となった生涯学習推進体制の整備のもと、生涯学習・文化・交流施設の整備をはじめとする施設環境の充実、指導者・ボランティア等の人材登録・活用体制の整備、情報化施策とも連動した学習情報提供体制の整備等を図って生涯学習の基盤整備を進めるとともに、住民ニーズや新市の地域特性に即した特色ある学習プログラムの整備を進め、学習機会の充実に努めます。

(2) 幼児教育・学校教育の充実

次代の新市を担う子どもたちが、生きる力と豊かな心を育み、心身共にたくましい人間として成長していくことができるよう、幼児教育の充実に努めるほか、義務教育においては、「総合的な学習の時間」等を活用しながら、基礎・基本の確実な定着はもとより、新市の自然や歴史、風土、地域の人材等を活かした特色ある教育・特色ある学校づくり、国際化、情報化、環境問題、人権尊重、ボランティアをはじめとする様々な課題に対応した社会変化に主体的に対応できる力や豊かな心を育む教育を一層推進します。

また、学校施設の老朽化への対応や耐震性の強化、安全管理の強化、新たな教育内容への対応等を総合的に勘案し、各学校施設・設備の整備充実を計画的に推進し、快適で安全な教育環境の創出に努めるとともに、家庭や地域との連携・融合、いじめや不登校などの心の問題への対応、障害児教育の充実、学校給食の充実・施設の整備、通学対策の推進、さらには高等学校の建設、小・中学校と地域との連携強化の促進など、総合的な教育環境の整備を進めます。

(3) 生涯スポーツの振興

住民一人ひとりが生涯にわたってスポーツに親しみ、健康づくりの基盤としてスポーツを生活の中に定着させることができるよう、スポーツ活動の推進、スポーツ教室の拡充、既存スポーツ施設の充実及び管理運営体制の充実に努めるとともに、スポーツ施設の整備を図ります。

また、各種スポーツ団体・クラブの育成や指導者の育成・確保、スポーツ教室・大会の充実、スポーツ情報の収集・提供、総合型地域スポーツクラブの育成など、スポーツの日常化に向けた活動の場と機会の充実に努めます。

(4) 青少年の健全育成

社会環境が大きく変化し、青少年をめぐる様々な問題が表面化してきている中、青少年が心身共にたくましく、新市の担い手として健全に育成されるよう、家庭、学校、地域、関係機関・団体、行政の相互の連携を強化し、新市としての一体的な体制整備を図り、非行の防止や環境の浄化など健全な社会環境づくりに向けた各種の活動を推進するとともに、健全育成に最も大きな役割を果たす家庭の教育機能の向上、青少年の体験・交流活動やボランティア活動への参画機会の拡充、青少年団体や指導者の育成に努めます。

(5) 地域文化の継承と創造

うるおいのある豊かな市民生活を確保するとともに、新市ならではの個性的な文化の継承・創造を促すため、各種芸術・文化団体の育成・支援を通じて市民の自主的な芸術・文化活動の一層の活発化を促進していくとともに、多様な芸術・文化を鑑賞する機会や活動成果の発表機会の拡充、指導者の育成・確保に努めるなど、総合的な文化環境の整備を図ります。

また、新市内に存在する貴重かつ多様な歴史的文化資産の調査・保存・活用、芸能、行事などの調査と保存・活用を進めるとともに、より多くの人々が新市の歴史や文化にふれあえる機会の提供に努めます。さらに、地域文化の振興と新市の一体感醸成に向けて、イベントの開催や地域文化振興に資する事業等の開催を、約15億円の基金の果実運用によって取り組みます。

(6) 交流活動の推進

これまでの交流の歴史と経験を活かして、国際化の一層の進展に対応し、外国語教育、外国語講座の充実や、国際感覚あふれる人材の育成を進めるとともに、国際交流組織の育成強化など新市一体となった国際交流推進体制の整備のもと、国際協力活動の促進、外国人住民との交流の促進等に努めます。

また、あらゆる分野で外国人が暮らしやすく行動しやすい世界に開かれたまちづくりを進めます。

さらに、優れた自然や貴重な歴史・文化資源、産業資源等の地域特性・資源を活かしながら、国内をはじめ他市区町村や学校等との交流活動を展開し、新市の活性化や住民生活の向上に役立てていきます。

| 施策の項目 | 主要な事業 |
|------------------|----------------|
| (1) 生涯学習社会の形成 | 生涯学習推進総合計画の策定 |
| | 藤高跡地整備事業 |
| | 旧高山邸整備事業 |
| | 学校跡地整備事業 |
| | 生涯学習施設整備事業 |
| (2) 幼児教育・学校教育の充実 | 学校等教育施設整備事業 |
| | 高等学校建設事業 |
| | 学校施設ネットワーク整備事業 |
| | 学校給食施設整備事業 |
| | スクールバス整備事業 |
| (3) 生涯スポーツの振興 | スポーツ施設整備事業 |
| | スポーツ振興事業 |
| | 総合運動公園整備事業 |
| (4) 青少年の健全育成 | 青少年の健全育成の推進 |
| | 青少年関連施設の充実 |
| (5) 地域文化の継承と創造 | 芸術文化振興事業 |
| | 遺跡詳細分布調査事業 |
| | 史跡整備事業 |
| | 郷土博物館整備事業 |
| | 古墳・城跡整備調査事業 |
| | 天然記念物(冬桜)保護事業 |
| (6) 交流活動の推進 | 国際交流事業 |
| | 地域間交流事業 |

4 地域の活力を創造する産業交流の都市^{まち}

(1) 農業の振興

高い生産性を誇る農業については、農業後継者の減少や兼業化、農地の遊休化等の問題が進む中、後継者の確保・育成、農地の集約化、農業生産基盤の一層の充実を進めながら低コスト化を図り、高付加価値作物の導入、観光農業の促進、環境保全型農業の推進などにより、農業生産体制の強化に努めます。

また、農業関連機関・団体や消費者グループとの提携の促進、加工食品の開発等付加価値の高い営農類型への移行や一層のブランド化、地域特産物の産地化、加工・流通体制の充実等を促進します。

さらに、環境と調和した循環型農業の促進をはじめ、「地産地消」の視点に立った特産物の販売や、農業・農村体験を通じた都市との交流による農業の展開を促進し、新たな時代に即した魅力ある農業の実現と農業の持つ多面的な機能の活用を努めます。

(2) 林業の振興

新市の総面積の約58パーセントを占め、群馬県の三大林業地帯の一つでもある広い森林を活用した林業については、木材価格の低迷や担い手不足等により厳しい状況が続く中、森林が将来にわたって適正に管理され、持続可能な森林経営が行われるよう、林道・作業道の整備など林業生産基盤の充実を進めるとともに、林業関係者の合意形成のもと、森林組合を中心とした合理的、効率的な森林施業を促進します。

また、水源のかん養や山地災害の防止、地球環境の保全など森林の持つ多面的機能の高度発揮に向け、森林の保全及び育成、治山対策の促進に努めるほか、県産材センターとの連携のもと、住宅などへの地元産材の活用、森林・林業体験や環境学習、森林浴の場として活用し、森林空間の総合的利用を図ります。

(3) 商業・サービス業の振興

新市の商業については、購買力の流出などもみられ、厳しい状況も一部にあ

りますが、車社会の一層の進展や消費者ニーズの多様化、販売競争の激化などの商業環境の変化に対応できるよう、関係機関・団体と一体となった指導・支援体制の整備のもと、経営者の意識改革や後継者の育成をはじめ、地域に密着したサービスの展開、観光や地場産業との連携、IT時代に即した販売展開、魅力あるイベントの開催等を促進していくとともに、市街地整備等と連動した商店街の環境・景観整備に努め、人々が賑わう場の再生と創造を進めます。

また、高齢化の進行や女性の社会進出など、社会・経済情勢の変化に即した生活支援サービスや余暇関連サービスなど、サービス業の育成・振興に努めるほか、NPO等の地元団体や住民自らが社会サービスの提供や商品販売等を行う地域密着型事業活動であるコミュニティビジネスの形成を促進していきます。

(4) 鉱工業・地場産業の振興

新市の工業については、長引く不況や経済のグローバル化に伴う諸問題が表面化する中、新市一体となった工業支援・研究開発体制の整備のもと、経営指導や制度資金の活用はもとより、異業種間交流や産学官交流の促進、新技術・新製品の開発支援等を進め、既存企業の経営の合理化及び技術力の向上、新規事業の展開等を促進します。

また、藤岡ジャンクションの活用を図るため、その周辺地域における流通・工業団地の整備を進め、付加価値の高い環境と共生する優良企業の誘致を進めます。

さらに、農業と連携した食品加工等の地場産業の開発をはじめ、庭石加工業等の伝統的な地場産業については、後継者の育成や新製品の開発、観光との連携強化、PR活動等を積極的に促進し、その育成・振興に努めます。

(5) 観光・観光関連産業の振興

高速交通網が充実し、国指定名勝及び天然記念物の桜山森林公園の冬桜や三波石峡などの景勝地をはじめ、スポーツ観光施設、温泉、湖、ゴルフ場など数多くの貴重な観光資源を有し、多くの入込を持つ新市の観光については、多様化、個性化が進む観光ニーズに応えられる滞在型、体験・参加型の一大観光地の形成に向け、既存観光資源の保全及び一層の機能強化、魅力化を進

めていくとともに、新市の特色を活かした新たな観光・交流の場の創出や魅力ある周遊ルートの整備を進めます。

また、特色ある観光・交流イベントの開催、観光PR活動の強化、統一デザインによる観光案内板の整備、新市ならではの農林業と連携した観光の展開、広域観光体制の整備など、多面的な取り組みを推進します。

(6) 雇用機会の確保と安定

雇用をめぐる状況が一層厳しさを増す中、住民の雇用の場の確保と雇用の安定に向け、企業誘致や観光産業の振興をはじめとする各種産業振興施策を積極的に推進し、多様な雇用の場の拡充に努めるほか、ハローワークなど関係機関との連携のもと、新市一体となった就職相談や情報提供、時代変化に即した人材育成・研修機能の整備を図り、若年労働者の地元就職及びU・J・Iターンの促進、女性や高齢者、障害者の雇用促進に努めます。

また、労働条件の向上や働きやすい職場環境づくりを促進していくほか、福利厚生機能の充実を進め、すべての就業者がゆとりを持って健康で快適な勤労生活を送れる環境づくりに努めます。

| 施策の項目 | 主要な事業 |
|-----------------|---------------------|
| (1) 農業の振興 | 経営体育成基盤整備事業 |
| | 農地等高度利用促進事業 |
| | 中山間地域総合農地防災事業 |
| | 国営かんがい排水事業 |
| | 農業用河川工作物応急対策等事業 |
| | 耕畜連携による堆肥流通システム整備事業 |
| | 家畜防疫体制強化事業 |
| | 優良家畜の導入事業 |
| | 土地改良に係る非農用地整備事業 |
| | 農道・用排水施設整備事業 |
| | ほ場整備事業 |
| | 有機農業支援事業 |
| | 中山間地農業振興事業 |
| | 農業振興事業 |
| 農産物等直売施設整備事業 | |
| (2) 林業の振興 | 林道・林業作業道整備事業 |
| | 県産材センター建設事業 |
| | 森林の育成保全事業 |
| (3) 商業・サービス業の振興 | 商業基盤整備事業 |
| | 商業経営基盤育成事業 |

| 施策の項目 | 主要な事業 |
|------------------|-----------------|
| (4) 鉱工業・地場産業の振興 | 工業振興事業 |
| | 庭石業の振興 |
| | 産業集積の促進 |
| | 新たな工業団地の造成 |
| | 中小企業の振興育成 |
| | 企業誘致の促進 |
| (5) 観光・観光関連産業の振興 | 観光振興事業 |
| | 観光拠点のネットワーク整備 |
| | 三波石峡及び神流湖周辺整備事業 |
| | 観光ルートの整備 |
| (6) 雇用機会の確保と安定 | 産業集積の促進 |
| | 企業誘致の促進 |

5 住む喜びを実感できる生活優先の都市^{まち}

(1) 計画的な土地利用の推進

将来にわたって限られた貴重な資源である土地の高度かつ有効な利用を図るため、広域高速交通網の整備を見越した地域全体の広域的な地域構造の変化や社会・経済情勢の変化を的確に見通し、住民の積極的参画のもと、「土地利用の方向」に基づいた新市としての土地利用関連計画（国土利用計画、都市計画マスタープラン、農業振興地域整備計画）を策定します。

また、これら土地利用関連計画、関連法、条例等についての周知を図るとともに、その一体的な運用による適正な規制・誘導に努め、無秩序な開発行為の未然防止や土地利用区分に応じた適正な土地利用への誘導を図ります。

(2) 市街地の整備

環境と共生する安全で快適な居住空間と産業や文化、情報の集積を生み出す魅力ある市街地環境の創出に向け、新市の都市計画マスタープランに基づき、全市的な検討による市街地整備体制の確立及び気運の醸成のもと、道路、公園、公共下水道等の都市基盤整備を進めるとともに、土地区画整理事業の導入等により良好な環境の新市街地の形成を進めます。

また、行政拠点機能をはじめ、交通・情報拠点機能、商業・業務機能、教育・文化機能をはじめとする多様な都市拠点機能の誘導・集積を進め、賑わいと活気あふれる市街地の形成を進めます。具体的には、図書館機能や文化・交流機能、保健センター機能、その他機能を有する複合施設及びその周辺道路の整備を行います。

さらに、JR高崎線北藤岡駅の設置及び新駅を念頭に置いた周辺の開発・整備を検討します。

(3) 道路ネットワークの整備

新たな時代の交流拠点にふさわしい道路基盤づくりに向け、周辺市町村や関係自動車道及び上信越自動車道へのアクセスの向上、新市内の各地域間の連携

強化、安全性・利便性の一層の向上など、新市の発展方向を的確に見据え、国・県道の整備を関係機関に積極的に要請し、新市の骨格となる広域幹線道路網の整備を促進します。

また、これら広域幹線道路網との連携や機能分担に留意しながら、幹線市道や身近な生活道路の整備を計画的に進めます。

道路整備にあたっては、最重要課題として渋滞交差点解消のため右折レーンの設置に取り組み、交通安全施設の整備及び環境・景観面、防災面、福祉面にも配慮した、安全でうるおいのある道づくりに努めます。

(4) 住宅の整備

定住の促進と快適な居住環境づくりに向け、居住系市街地の計画的な整備・拡充や住宅用地の造成等による新たな住宅地の形成を進めるとともに、既成住宅地も含め、適切な開発指導を図りながら、今日の多様なニーズや地域特性に即した良質な住宅建設及び美しい街並みづくりを促進します。

また、公営住宅については、若者の定住促進をはじめ、高齢者や障害者への配慮・地元産材の活用などの視点を取り入れながら、住宅の建て替え・改善及び新規住宅の建設を計画的に進めます。

(5) 公共交通の充実

公共交通については、鉄道の利便性の向上を図るとともに、バス路線の充実や路線バスの運行の見直し、バスの運行しやすい道路整備とともに、市内を循環するバス路線の検討を行うとともに、代替バスの運行についてもその継続に努めます。

(6) 情報ネットワークの整備

ITが日常生活に身近なものとなり、高度情報化が一層進展する中、住民満足度の向上と地域社会の振興に向け、広域的な整備動向も踏まえながら、新市にふさわしい情報化について研究を進め、総合的な計画づくりを進めるとともに、これに基づき、高速・大容量化に対応した高速通信基盤の一体的整備・確保や、

保健・医療・福祉、生涯学習・文化、環境、産業、消防・防災、広報・広聴など多様な分野における情報ネットワークの整備を図り、新市全体の情報化及び電子自治体の構築を進めます。

また、これらを利用・運用する住民や職員のITスキルの向上を図るため、IT教育・研修を積極的に推進します

| 施策の項目 | 主要な事業 |
|-----------------|------------------------|
| (1) 計画的な土地利用の推進 | 国土調査事業・地籍調査 |
| | 都市計画マスタープラン策定事業 |
| (2) 市街地の整備 | 中心市街地活性化事業 |
| | 中心市街地整備事業 |
| | 市街地整備基本計画策定事業 |
| | 都市景観整備事業 |
| | 区画整理事業 |
| (3) 道路ネットワークの整備 | 国道整備事業 |
| | 主要地方道整備事業 |
| | 主要地方道バイパス整備事業 |
| | 県道整備改良事業 |
| | 市道整備改良事業 |
| | インターチェンジ周辺整備事業 |
| | 街路整備事業 |
| | サイクリングロードネットワーク事業 |
| | 緊急地方道路整備事業及び地方特定道路整備事業 |
| | 主要地方道交通安全施設整備事業 |
| (4) 住宅の整備 | 若者定住対策促進事業 |
| | 公営住宅整備事業 |
| (5) 公共交通の充実 | バス交通の拡充 |
| | JR高崎線・八高線の整備と利便性の向上 |
| | 公共交通再編事業 |
| (6) 情報ネットワークの整備 | 地域ネットワーク整備事業 |

6 かたらいとふれあいのある参画協働の都市^{まち}

(1) コミュニティ・まちづくり活動の促進

新たな時代の住民自治のまちづくり、地域からのまちづくりを進めるため、コミュニティの意義や役割についての啓発活動を推進します。

また、身近な活動拠点の整備充実や自主管理・運営の促進、コミュニティリーダーの育成、さらには地域の伝統・文化を保存・継承する特色ある活動や個性あるコミュニティづくり等に対する支援の推進など、地域からの創意と工夫による自立したまちづくりが展開できる環境づくりを進め、新時代のコミュニティ形成を促進します。

(2) 人権尊重のまちづくりの推進

女性や子ども、高齢者、障害者、外国人等への差別・偏見など、あらゆる人権問題に対する住民一人ひとりの理解を一層深め、すべての人々がお互いの人権を尊重し、支え合いながら生きる共生社会を築いていくため、学校や職場、地域社会などあらゆる場を通じて人権教育や啓発活動を推進し、人権尊重のまちづくりを進めます。

(3) 男女共同参画社会の形成

男女が社会の構成員として、あらゆる分野に対等な立場で役割・責任を共有しながら参画し、個性や能力を十分に発揮して主体性を持った生き方ができるよう、新市としての総合的な指針づくりのもと、住民の意識啓発や学習機会の拡充をはじめ、政策・方針決定の場への共同参画、自分らしい多様な生き方が選択できる環境・条件の整備等を進め、男女共同参画社会の形成に努めます。

(4) 住民と行政との連携強化

それぞれの地域でこれまで培われてきた住民参画・協働のまちづくりが新市において一層活発に進められるよう、住民と行政とのパートナーシップの強化

を図ります。

このため、新市としてのホームページの作成・活用をはじめ、ITの活用等による広報・広聴機能の強化を図るほか、多くの機会をとらえて行政の仕組みやまちづくりに関する情報提供や意識啓発、学習機会の提供を図ります。

また、新市の各種行政計画の策定・実施・点検・見直し、施設の整備・管理・運営、環境の管理等への住民の参画・民間の参入を促進していきます。さらに、多様な住民団体・ボランティア・NPOの育成・支援とその企画・立案による協働のまちづくりを進めます。

(5) 自立する自治体経営の確立

地方分権時代の個性的で自立した自治体経営の確立に向け、自己決定・自己責任を基本に、多様な分野における地方分権を積極的に推進するとともに、行政組織・機構の見直しや事務事業の見直し、電子自治体の構築、職員の意識改革と資質向上、行政評価制度の導入など、新市としての行政改革を計画的に進めていくとともに、情報公開を推進します。

また、周辺自治体との連携強化のもと、新市としての広域行政を推進します。

さらに、合併後の中・長期的な財政状況を展望し、すべての分野にわたる経費の節減合理化や自主財源の確保・拡充に努めるとともに、バランスシートなどの財政分析・評価手法を導入しながら、財源の重点配分に努め、限られた財源で最大の効果を上げる計画的、効率的な財政運営を推進します。

| 施策の項目 | 主要な事業 |
|-----------------------|------------------|
| (1) コミュニティ・まちづくり活動の充実 | 地域づくり事業 |
| | コミュニティ組織の確立 |
| | コミュニティ施設の整備 |
| (2) 人権尊重のまちづくりの推進 | 人権教育・啓発活動の推進 |
| (3) 男女共同参画社会の形成 | 女性政策事業 |
| (4) 住民と行政の連携強化 | 広報広聴事業 |
| | 情報公開の充実 |
| | 個人情報保護の充実 |
| | 窓口サービスの充実 |
| (5) 自立する自治体経営の確立 | ボランティアネットワークの充実 |
| | 庁舎整備事業 |
| | 庁内ネットワーク基盤整備事業 |
| | 行財政改革実施計画の策定 |
| | 総合行政評価制度の導入 |
| | 自主財源の確保 |
| | 職員の適正配置と計画的な定員管理 |
| 職員の能力向上 | |

第6章 新市における群馬県事業の推進

- 1 群馬県の役割
- 2 新市における群馬県事業

1 群馬県の役割

本計画における新市の将来像を実現するためには、合併による新市の建設を総合的、効果的に進め、速やかな一体性の確立や地域資源を最大限活用した魅力ある地域づくりができるよう、群馬県が主体となって実施する事業が必要不可欠です。そこで、今後、新市における群馬県事業として要望するものを下記のとおり示しています。

2 新市における群馬県事業

| 基本施策 | 施策の項目 | 事業名 |
|-----------------------|------------------|---------------------------------------|
| 1. 自然と共生する美しい環境・安全の都市 | (2) 公園・緑地・水辺の整備 | 桜山公園整備事業 |
| | | 一級河川温井川広域基幹河川改修事業 |
| | | 一級河川三波川左岸整備事業 |
| | (5) 消防・防災対策の充実 | 小柏地区地すべり対策事業 |
| | | 滝の沢通常砂防事業 |
| | | 保美濃山地すべり対策事業 |
| | | 久々沢通常砂防事業 |
| | | 中付沢通常砂防事業 |
| | | 急傾斜地崩壊対策事業 |
| | | 県単治山事業 |
| 3. 個性あふれ次代を担う学習文化の都市 | (2) 幼児教育・学校教育の充実 | 群馬県立藤岡中央高等学校建設事業 |
| 4. 地域の活力を創造する産業交流の都市 | (1) 農業の振興 | 中山間地域総合農地防災事業（牛秣第3期） |
| | | 経営体育成基盤整備事業（藤岡南部） |
| | | 農業用河川工作物応急対策等事業（牛田地区） |
| | | ふるさと農道整備 |
| | (2) 林業の振興 | 県産材センター建設 |
| 5. 住む喜びを実感できる生活優先の都市 | (3) 道路ネットワークの整備 | 主要地方道前橋長瀬線バイパス整備事業 |
| | | 主要地方道寺尾藤岡バイパス建設事業 |
| | | 主要地方道前橋長瀬線街路負担金事業（柳瀬橋架替） |
| | | 主要地方道藤岡大胡線交差点改良事業（下栗須地内） |
| | | サイクリングロードネットワーク事業（県事業） |
| | | 町道3183号線（大沢・雲尾）緊急地方道路整備事業及び地方特定道路整備事業 |
| | | 一般県道下日野・神田線整備事業 |
| | | 一般県道会場・鬼石線整備事業 |

第7章 公共施設の統合整備の基本的考 え方

公共的施設の統合整備と適正配置については、住民生活に急激な変化を及ぼさないように、地域特性や地域間のバランスを十分配慮して逐次検討していきます。

また、新たな公共施設の整備にあたっては、財政事情を考慮しながら、事業の効果や必要性について十分に検討するとともに、既存施設の有効活用などの検討も図り、効率的な整備に努めます。

第 8 章 財政計画

- 1 前提条件
- 2 歳入・歳出

1 前提条件

本財政計画は、新市の財政運営の指針となるものです。平成18年度から令和2年度は決算数値とし、令和3年度から令和7年度は現行の行財政制度を基本として推計しています。

歳入については社会経済情勢の変化や近年の財政状況等を考慮し過大に見積もることのないよう、また、歳出については藤岡市総合計画実施計画との整合性が確保されるよう留意しました。

新市においては、本計画を指針にしながら、今後の地方財政を取り巻く動向に留意し必要に応じて修正を加えながら、健全財政を基調とした財政運営を行っていくこととなります。

(1) 歳入

① 地方税

今後の経済状況の判断は非常に困難なため、現行税制度を基本に、今後予定されている税制改正、過去の実績、新型コロナウイルス感染症の影響を勘案して推計しています。

② 地方交付税

現行地方交付税制度を基本に、税収増減、合併特例債及び臨時財政対策債に係る交付税措置等を見込み推計しています。

③ 国庫支出金・県支出金

現行制度を基本としながら、扶助費に係る支出金は近年の動向や過去の実績を勘案して推計しています。

④ 地方債

新市建設計画事業に伴う合併特例債、通常債を見込み推計しています。また、現行の地方財政制度を基本に、臨時財政対策債を見込み推計しています。

(2) 歳出

① 人件費

一般職の職員数は令和2年度と同程度の推移を見込むとともに、再任用制度及び会計年度任用職員制度を勘案して推計しています。

② 物件費

過去の実績を勘案して推計しています。

③ 扶助費

過去の実績を勘案して推計しています。

④ 補助費等

過去の実績を踏まえるとともに、一部事務組合負担金については償還計画に基づき推計しています。

⑤ 公債費

令和2年度までの地方債に係る償還予定額に、令和3年度以降における新たな地方債に係る償還額を見込み推計しています。

⑥ 積立金

庁舎建設基金、ふるさと基金及び森林環境譲与税基金に係る積立金を計上しています。

⑦ 繰出金

現行制度を基本としながら、後期高齢者医療特別会計、介護保険事業勘定特別会計については老年人口の伸び率を勘案して推計しています。

⑧ 投資的経費

財政運営の健全性確保を前提に、投資可能な普通建設事業費を見込み推計しています。

2 歳入・歳出

■歳入 (単位：百万円)

| 区分 | H18 | H19 | H20 | H21 | H22 | H23 | H24 | H25 | H26 | H27 | H28 | H29 | H30 | R1 | R2 | R3 | R4 | R5 | R6 | R7 |
|---------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 地方税 | 8,431 | 9,190 | 9,109 | 8,458 | 8,402 | 8,479 | 8,455 | 8,532 | 8,773 | 8,724 | 8,877 | 9,075 | 9,132 | 9,287 | 8,986 | 8,690 | 8,730 | 8,839 | 8,784 | 8,895 |
| 地方譲与税 | 874 | 340 | 329 | 287 | 278 | 273 | 239 | 226 | 219 | 231 | 229 | 235 | 238 | 248 | 260 | 260 | 267 | 267 | 274 | 274 |
| 各種交付金 | 1,296 | 1,133 | 1,070 | 1,041 | 1,028 | 960 | 912 | 944 | 1,028 | 1,556 | 1,374 | 1,492 | 1,533 | 1,503 | 1,781 | 1,819 | 1,779 | 1,768 | 1,768 | 1,768 |
| 地方交付税 | 4,290 | 3,799 | 4,229 | 4,756 | 5,389 | 5,473 | 5,575 | 5,534 | 5,428 | 5,569 | 5,364 | 5,112 | 4,825 | 4,905 | 4,854 | 4,991 | 5,156 | 5,065 | 5,116 | 5,082 |
| 分担金・負担金 | 416 | 435 | 443 | 443 | 427 | 434 | 385 | 389 | 386 | 305 | 260 | 220 | 159 | 115 | 78 | 78 | 78 | 78 | 78 | 78 |
| 使用料・手数料 | 367 | 351 | 340 | 335 | 321 | 317 | 313 | 316 | 329 | 323 | 356 | 352 | 346 | 330 | 310 | 310 | 310 | 310 | 310 | 310 |
| 国庫支出金 | 1,921 | 1,884 | 2,265 | 4,691 | 3,205 | 3,293 | 3,065 | 3,417 | 3,575 | 3,623 | 3,828 | 3,737 | 3,553 | 3,734 | 11,732 | 4,550 | 3,646 | 5,167 | 3,687 | 3,707 |
| 県支出金 | 1,095 | 1,463 | 1,718 | 1,541 | 1,591 | 1,703 | 1,865 | 1,786 | 2,138 | 2,664 | 1,777 | 1,950 | 2,040 | 2,137 | 2,170 | 2,161 | 2,171 | 2,181 | 2,191 | 2,201 |
| 財産収入 | 115 | 49 | 55 | 60 | 31 | 54 | 68 | 93 | 68 | 58 | 147 | 70 | 121 | 38 | 36 | 28 | 28 | 28 | 28 | 28 |
| 寄附金 | 1 | 2 | 2 | 1 | 2 | 14 | 9 | 56 | 16 | 29 | 340 | 31 | 30 | 47 | 46 | 25 | 25 | 25 | 25 | 25 |
| 繰入金 | 730 | 291 | 651 | 807 | 77 | 894 | 829 | 308 | 716 | 619 | 526 | 669 | 541 | 613 | 485 | 53 | 24 | 24 | 24 | 24 |
| 繰越金 | 164 | 445 | 289 | 303 | 445 | 494 | 480 | 412 | 512 | 580 | 514 | 307 | 437 | 306 | 227 | 556 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 諸収入 | 889 | 1,181 | 881 | 1,035 | 1,242 | 1,264 | 1,055 | 994 | 910 | 831 | 749 | 695 | 619 | 638 | 551 | 551 | 551 | 551 | 551 | 551 |
| 地方債 | 1,658 | 1,315 | 2,814 | 2,819 | 2,671 | 2,922 | 2,895 | 2,753 | 2,968 | 2,981 | 2,926 | 2,657 | 2,490 | 2,063 | 2,650 | 3,989 | 2,426 | 4,380 | 2,087 | 2,189 |
| 歳入合計 | 22,247 | 21,878 | 24,195 | 26,577 | 25,109 | 26,574 | 26,145 | 25,760 | 27,066 | 28,093 | 27,267 | 26,602 | 26,064 | 25,964 | 34,166 | 28,061 | 25,191 | 28,683 | 24,923 | 25,132 |

■歳出

| 区分 | H18 | H19 | H20 | H21 | H22 | H23 | H24 | H25 | H26 | H27 | H28 | H29 | H30 | R1 | R2 | R3 | R4 | R5 | R6 | R7 |
|------------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 人件費 | 4,062 | 3,893 | 3,736 | 3,894 | 3,671 | 4,188 | 4,091 | 3,580 | 3,854 | 3,937 | 3,520 | 3,671 | 3,524 | 3,487 | 3,455 | 3,293 | 3,289 | 3,396 | 3,223 | 3,391 |
| 物件費 | 2,766 | 2,775 | 2,645 | 2,727 | 2,745 | 2,817 | 2,813 | 2,865 | 3,044 | 3,022 | 2,999 | 3,003 | 3,119 | 3,234 | 3,896 | 3,570 | 3,243 | 3,276 | 3,308 | 3,341 |
| 維持補修費 | 151 | 162 | 165 | 170 | 182 | 189 | 215 | 238 | 207 | 216 | 216 | 271 | 212 | 303 | 246 | 246 | 246 | 246 | 246 | 246 |
| 扶助費 | 3,712 | 3,784 | 3,979 | 4,094 | 5,068 | 5,370 | 5,375 | 5,449 | 5,732 | 5,688 | 5,989 | 6,004 | 5,803 | 6,129 | 6,166 | 6,206 | 6,246 | 6,286 | 6,326 | 6,366 |
| 補助費等 | 2,480 | 2,594 | 2,911 | 3,801 | 2,645 | 2,566 | 2,653 | 2,536 | 2,899 | 2,583 | 2,445 | 2,529 | 2,565 | 2,838 | 9,584 | 2,972 | 2,775 | 2,622 | 2,646 | 2,669 |
| 公債費 | 2,482 | 2,471 | 2,483 | 2,363 | 2,119 | 2,438 | 2,822 | 2,879 | 3,069 | 3,271 | 3,320 | 3,112 | 2,981 | 2,660 | 2,442 | 2,371 | 2,449 | 2,229 | 2,196 | 2,284 |
| 積立金 | 2 | 279 | 191 | 5 | 567 | 887 | 4 | 62 | 11 | 29 | 388 | 83 | 77 | 87 | 110 | 1,635 | 107 | 107 | 115 | 114 |
| 投資及び出資・貸付金 | 529 | 497 | 465 | 644 | 809 | 798 | 614 | 524 | 402 | 312 | 263 | 238 | 230 | 148 | 116 | 116 | 116 | 116 | 116 | 116 |
| 繰出金 | 2,591 | 2,366 | 2,632 | 2,826 | 2,522 | 2,619 | 2,774 | 2,942 | 2,906 | 3,134 | 3,198 | 3,131 | 3,048 | 3,069 | 3,178 | 3,188 | 3,197 | 3,207 | 3,217 | 3,227 |
| 投資的経費 | 2,528 | 2,466 | 4,535 | 5,408 | 3,889 | 3,922 | 4,017 | 3,773 | 3,962 | 4,987 | 4,272 | 3,723 | 3,699 | 3,632 | 4,267 | 4,464 | 3,523 | 7,198 | 3,530 | 3,378 |
| 歳出合計 | 21,303 | 21,287 | 23,742 | 25,932 | 24,217 | 25,794 | 25,378 | 24,848 | 26,086 | 27,179 | 26,610 | 25,765 | 25,258 | 25,587 | 33,460 | 28,061 | 25,191 | 28,683 | 24,923 | 25,132 |